

平成30年度 桐生市福祉事務所実施方針・事業計画

「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」(平成17年3月29日付け、社援保発第0329001号、厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき平成30年度の実施方針を次のとおり定める。

1. 管内の現状(保護の動向・雇用情勢・地域情勢・福祉事務所体制等について)

【地域情勢】

平成17年6月に新里村、黒保根村と合併し、面積は2倍に広がったが、面積274.45平方キロメートルの約80%を山間部が占めている。また、旧市部と旧村部はみどり市に分断され飛地となっている。旧桐生地区は、地場産業として栄えた織物産業と機械金属産業を、新里地区は、園芸・果樹栽培・畜産業等の農業を中心としており、黒保根地区は、水源地域としての役割を担っている。市内には、JR両毛線・東武鉄道・上毛電鉄・わたらせ渓谷鐵道が通じているが、それぞれの鉄道が直接的に連結している駅は数少ない。また、旧桐生市内にはおりひめバスが、新里・黒保根地区にはデマンドタクシーが運行されているものの公共交通機関の整備は十分とは言えず、一般市民の移動手段の中心は自家用車となっている。

市内には、桐生地区に市営住宅が35ヶ所140世帯、県営住宅が10ヶ所40世帯、黒保根地区に市営住宅が6ヶ所0世帯の管内計3,596戸あり、合計180世帯が入居している。社会福祉施設としては医療型障害児入所施設が1ヶ所、障害者支援施設が6ヶ所あり、現在障害者支援施設に3世帯が入所している。また、高齢者向け施設として養護老人ホームが1ヶ所5世帯、特別養護老人ホームが13ヶ所13世帯、合計19世帯が入所中である。サービス付き高齢者向け住宅については、6施設(計139戸)が登録されており1世帯、その類似施設として、有料老人ホームが、25施設(計628戸)30世帯で合計31世帯が入所中である。管内には、第2種無料低額宿泊所及びその類似施設は存在しない。

【雇用情勢】

平成29年12月のハローワーク管内の有効求人倍率は1.20で、群馬県全体の1.44と比べると低くなっており、また平成28年12月比では0.29ポイント増加しているが、群馬県全体と比較すると依然低い傾向となっている。

かつて栄えた地場産業(織物業)は中小零細企業が多く、次代の担い手不足や大量生産品の高品質化等から衰退、その結果、少額の国民年金を受給する高齢者が多くなっている。もともとの大企業の不在から派遣切りの影響は少ないものの、大手パチンコ製造会社の本社転出等も重なり市内の就労の場が限られており、若年層の人口流出が続いている。製造業の景気好調は継続傾向で富士重工を筆頭とした自動車関連への就労が目立っている。

【保護の動向】

平成30年1月の群馬県平均の保護率は0.77%で、管内の保護率0.72%は、県内では平均に近い水準になっている。本市の平成30年1月現在の保護相談数121件(前年度は126件)、内保護開始世帯48世帯(前年度は40世帯)、保護状況は、受給世帯676世帯、受給人員795人、保護率0.72%と、前年同期と比較すると、受給世帯数で45世帯減(前年は16世帯減)、受給人員で51人減(前年は22人減)、保護率は0.03ポイント減と、全国及び県平均に先んじて減少傾向になっている。

なお、本市の受給世帯数の減少については、高齢者の死亡も多いが、就労収入増による自立廃止のほかに取り廃止や施設入所廃止の件数も上昇してきている結果であり、これはケースワーカーが日頃から熱心に実施している扶養義務者との交流促進指導や他法他施策の適用に向けた積極的な取組みが実を結んできた成果であると考えている。

また、平成29年11月現在の保護受給世帯の類型別割合を全国平均と本市との比較でみると、高齢者世帯は全国平均53.0%、本市66.6%、傷病・障害者世帯は全国平均25.7%、本市21.9%、母子世帯は全国平均5.7%、本市1.2%、その他世帯は全国平均15.7%、本市10.4%となっている。平成29年3月末における本市の高齢化率は34.0%と超高齢社会化しており、保護受給世帯に高齢者世帯が多い主要因と考えられる。これらにより、高齢者世帯については全国平均(53.0%)を上回る割合となっており、結果として母子世帯、その他世帯については全国平均を大きく下回っている。母子世帯の割合について対応するデータとして離婚率を調べてみたが、1.63%(平成28年確定値)であり、国平均1.73%(平成28年確定値)並みとなっており、その他世帯についても、稼働年齢層の転出数が流入数を上回っている状況が続いていることから、それぞれの世帯数そのものの低さが割合に表れているものと考えられる。

世帯類型別では高齢者及び傷病・障害者世帯で全体の88.5%(前年89.6%)を占めており、この内、高齢者世帯の91.7%(前年90.5%)が単身世帯である。また、入院医療扶助受給者の64.1%(前年61.2%)が長期療養を要する精神病患者である。全体の91.6%(前年91.4%)が非稼働世帯となっているが、これはハローワーク桐生所管内における有効求人倍率が、平成29年中は0.83から1.20の間で推移している中においても、桐生市福祉事務所就労支援を行うなかで8世帯が就労を開始し、内4世帯が自立廃止に至るなど、稼働世帯の自立廃止数が増えてきた結果であると考えられる。今後も、積極的な就労支援策を推進し、受給者の自立に向けた指導・援助を実施していきたい。

医療扶助費と介護扶助費については、それぞれ昨年度比で減少傾向にあるが、受給者一人当たりの扶助費としては微増傾向にあり、本市の特徴でもある高齢者世帯の割合が多いことが医療・介護費の増加の要因と考えている。

【事務所の実施体制】

職務の執行体制は、所長、課長、係長（査察指導員を兼ねる）、査察指導員2名、経理担当、医療担当及び、現業員9名の16名の外、嘱託職員3名〔就労支援員、相談員（警察OB2名）〕、パート職員1名（医療レセプト担当）の総勢20名で執り行っている。管理職の他に査察指導員を2名配置することで積極的な対応を図っている。この体制下では、処遇困難ケースへの対応や新人職員に対する指導教育に際し組織が有効的に機能し、常に報告と相談をしながらケースワークを推進していけるものと考えている。

しかし、生活・就労指導、不正受給に係る調査等、さらに実効力のあるケースワークを進めていくには専門的知識や技能を持つ人員に不足が生じており、専門職員の増員やプロジェクトチームの新設の必要性が生じている。

2. 実施機関の課題・要因

(1) 前年度(29年度)実施方針の取り組み結果と評価・分析

前年度(29年度)実施方針	取組内容(取組結果)	評価及び改善されていない場合その問題点(問題の要因分析含む)	30年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
重点的扶養能力調査対象者調査	重点的扶養能力調査対象者について、状況把握に努め、引き取りや仕送りの可能性を見出すとともに、交流の促進及び、緊急時の対応等についても確認を行った。 調査時点である9月1日で受給している705世帯の内、調査対象者がいる世帯は41世帯(15%)で重点的扶養能力調査対象者数は50人おり、その対象者すべてに調査を行った。仕送りの開始・増加3件、仕送りの現状維持23件、仕送りの減額3件、仕送りの中断2件、精神的支援の継続41件、調査対象者からの除外3件がなされ、結果を記事に残した。	【評価・問題点】 平成29年7月12日の事務研究会において、係員に調査の概要及び制度説明を行い、重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力及び扶養の履行状況の調査について、現在は毎年1度の調査計画としている。(平成28年度まで3年に1度調査) 【要因分析】 調査対象者数が減少しことで、調査を毎年1回程度で実施している。今後も継続した調査を続け、重点的扶養義務能力対象者からの支援の見直しを進めることとした。	平成29年度で達成されたため。
戸籍調査による扶養義務者の状況把握	戸籍調査による扶養義務者の状況把握をするために、緊急性を要する対象者で、保護開始から10年以上経過している長期入院者や身内との交流が少なく病状などが不安な者がいる30世帯を選定した。選定した対象者が在住している市町村へ戸籍調査を依頼した。戸籍調査の結果を元に台帳の修正及び記事を作成した。扶養の可能性のある対象者に対し扶養調査を実施した。	【評価・問題点】 戸籍調査による扶養義務者の戸籍調査を行うことで、扶養義務者の生存確認や状況把握に繋がる。対象世帯が多く、調査に時間がかかる。 【要因分析】 調査対象者が多く、調査パターンも多様なので、CWIにより調査の手法等の理解が徹底しているとはいえない状況であり、班体制での対応を行い、水準の向上を図る。	実施方針3-(2)
ケースワーカーのメンタルヘルス推進事業	平成29年度は組織内で開催されたバトミントン大会、ボーリング大会等へ積極的に参加し職員間の交流促進が図られた。 週1回のノー残業、月1回の有給取得を目指していたが、業務多忙から目標達成には至らなかった。 月1回の査察指導員等によるメンタルヘルスケアについては、実施には至らなかったが、毎月1回行われる事務研究会の中で意見交換や業務で抱えている問題点について議論を交わしストレスを溜めないような体制作りに努めた。	【評価・問題点】 各取り組みは実施したが結果として平成28年度は休職者が1名出てしまったが、平成29年度は休職者を出すことはなかった。 【要因分析】 管理職やSVのメンタルヘルスケアの強化はもちろんのこと、CWIについても前兆を察知し、報告・相談が出来る体制作りがより必要である。 また、業務の進行管理だけでなく、残業の慢性化や業務の滞り等を早期に発見し、随時、業務量の配分組み替えや職員間のフォローアップ指示出来る体制が必要である。	平成29年度で達成されたため。

(2) 平成29年度監査の指摘事項の改善結果と評価・分析

指摘事項 (概略)	年度内の取組状況 (改善状況)	評価及び生じている問題点 (未改善・問題の要因分析含む)	30年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
適切な面接相談の実施について、①相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。②相談者の状況について、収入・手持金・預貯金がない、食事を摂取していない、水道・電気などのライフラインが止められているなど、急迫状況にないか詳細に徴取すること。③保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には、速やかに申請書を交付するとともに申請手続きについて助言を行うこと。④相談者からの相談内容、助言した内容、生活困窮の状況及び申請意思の有無など、面接相談において聴取した内容を漏れなく面接記録票に記録し、速やかに回付することを徹底すること。	2月事務研究会(2月13日)において、事例研究を行い、相談者が拒否をしない限り詳細に聴取するとともに聴取した相談内容、困窮状況等を漏れなく記録し、速やかに回付することについて共通理解を得た。また、新入職員や人事異動にて職務に携わるようになった職員に対して、相談者が拒否をしない限り詳細に聴取するとともに聴取した相談内容を速やかに面接記録票に記載するよう研修を行った。管理職については、所長、福祉課長及び査察指導員の人事異動があった際、年度当初に事例研究を実施するなど改善を行う。	【評価・問題点】 地区担当員及び面接員は相談者の申請権を侵害しない面接相談に繋がってきており、面接相談後には面接記録票の記入を行い、速やかに回付できるようになった。しかし、相談者の困窮原因が多岐になっているとともに申請権のない相談者が来ることもあり、苦慮しているケースが見受けられる。 【要因分析】 地区担当員の事務量が増えているとともに、保護受給者の要求が多岐に渡るようになってきたため、審査請求や個人情報開示請求等の定例事務以外の業務が増えているため、細やかな面接が難しくなっている。	反映なし。 ※通常業務として定着し、地区担当員の共通理解が得られているため。短期間で相談者の困窮原因を把握し、回付するよう面接記録票の改善を検討している。

適切な保護の廃止の取扱いについて、①提出された「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」は効力を有せず、これに基づく保護の廃止はできないこと。②「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出されたものであっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、最低生活費に満たない部分をどう工面するか等、本人から自立の目途を必ず聴取し、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう、ケース診断会議に諮る等組織的な判断を行い、適切な取扱いを行うこと。 ③収入の増加・取得により要否判定で「否」となる場合や、管外に転出するケースなどから、不必要な「辞退届」は聴取しないこと。 ④国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴って必要となる諸手続について助言指導するとともに、保護廃止後、再び生活困窮したときの再来所の教示を行うこと。⑤「辞退届」の提出から保護廃止までの経過については、ケース記録に克明記録すること。	2月事務研究会（2月13日）において、事例研究を行い共通理解を得た。また、現状でも辞退届が提出された際にはケース診断会議に諮り組織的に判断を行っているが、最低生活費に満たない部分についてどう工面するか等、聞き取った内容を漏らさず記録するよう徹底する。また、廃止後の健康保険加入手続き、再困窮時の再相談など保護廃止後の対応についても同様に徹底する。併せて、年度当初、新任職員及び人事異動により入職した職員についても、適切な保護の廃止に係る理解が得られるよう研修会を実施するなど改善を行う。	【評価・問題点】 辞退届けによる廃止については、健康保険に忘れず加入する旨伝えとともに自立した生活が困難になった場合は再度相談にのることを伝えることを徹底したこと、生活に困窮した世帯が再度保護相談に繋がることとなった。しかし、記事に記載することについて遺漏していることもあるため、引き続き徹底する必要がある。 【要因分析】 SV・CWによる確認忘れが要因だと思われる。SVのみならず、CW同士での確認も行っていく。	反映なし。 ※通常業務として定着してきているため。
事故・不正事案発生防止の観点から、個々のケースごとに窓口払いとする必要性やその理由が適切であるか精査し、生活保護費の支給に当たっては、原則として口座払いとし、窓口払いの縮減を図るとともに、保護決定事務及び生活保護費支給事務に係る内部牽制機能が確保される体制を構築し、組織的に不正事案の未然防止対策を講じること。	2月事務研究会（2月13日）において、個々のケースごとの窓口払いについて必要性や理由が適切であるか精査し、窓口払いの縮減を図るよう徹底した。また、不正事案の未然防止対策として、保護決定調書決裁後はCWには戻さず経理担当へ直接回付するよう事務改善を図り、共通理解を得た。併せて、新任職員及び人事異動にて入職した職員についても、保護決定調書決裁後はCWには戻さず経理担当へ直接回付するよう研修を実施するなど改善を行う。	【評価・問題点】 窓口払いについては、積極的に口座払いにするよう指導したことで縮減が図れた。今後は口座が作れないケースに対し、口座作成の支援をしていく必要がある。 【要因分析】 今後は、管理職を含めてケース検討を行い、CWだけでは口座払いできないケースの対応を協議する必要がある。	反映なし。 ※通常業務として定着してきているため。

適切な債権管理について①債権については全額の調定を基本とし、一括で返還させることが困難な場合には、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期の特約等により分割調定を行うこと。②経理担当者と査察指導員及び現業員の役割分担を明確にし、返還金等の未納が発生した場合は、施行令第171条に基づき、速やかに督促状及び必要に応じて催告状を交付の上、適切に納付指導及び時効中断措置等を行い、その実施状況及び結果を組織的に把握すること。未納が続く者については福祉事務所に来所させ納付指導を行うなど、実効性ある指導を行うこと。③管外に転居又は保護廃止になった債務者についても、納付指導及び時効中断措置等の必要な手続きをとること。④単身の債務者が死亡した場合は、相続人の有無を速やかに確認すること。相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理を実施すること。相続人が債務を相続しない場合は、裁判所による相続放棄の証明書の有無について確認すること。	返還金等の取扱いについて不正事案防止のため経理担当者と査察指導員及び現業員の役割分担を明確にし、速やかに督促状及び催告状の交付をし、時効中断措置を講じることで共通理解を得た。また、査察指導員及び福祉課長が定期的に実施状況を確認し、未納が続く者については担当CWが納付指導を行うよう併せて理解を得た。なお、役割分担としては、CWは保護の変更決定を行う。63条や78条が発生した際には速やかに決定処理を行う。経理担当は納入通知、債権管理台帳の作成。督促状、催告書等の送付。また、未納が続く場合には更に文書催告や電話催告、現地訪問を行い時効中断を図る。時効を迎えた債権や債務者が死亡し相続関係を確認し相続放棄がなされている場合には、不能欠損処分を行う。査察指導員はCWや経理担当の事務処理が適切に行われているかチェックする。以上について2月事務研で役割を明確にした。また、今後は毎年度に新任職員を対象とした研修会を実施し、周知を図る。	【評価・問題点】 経理担当と査察指導員を中心に債権の回収及び未納者への督促状の送付を行い、時効の中断手続き等が行えた。しかし、居所不明な滞納者や督促状に反応しない滞納者については、実効性のある指導ができたかは判断が難しい。 【要因分析】 10年以上前に保護廃止している滞納者については、すでに死亡しているケースもあり、相続人の状況が把握できないなどの課題がある。	反映なし 通常業務として定着しているため。
---	---	---	----------------------------------

(3) 監査指摘事項以外の実施機関が抱える問題点

実施機関の抱える問題点	これまでの改善に向けた取組状況	これまでの評価及び問題点（問題の要因分析含む）	30年度実施方針番号※反映させない場合、その理由
精神保健福祉士等の専門職員の不足	精神疾患を持つ受給者の対応等のため、精神保健福祉士等の配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 精神保健福祉士等の職員が配置されていない。 【要因分析】 特定職種の人材としての採用が難しい状況である。	反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。
女性CWの配置	若年の女性受給者や母子受給者の対応等のため、女性CWの配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 昨今、男性係員による女性受給者の対応等は困難になっている。 【要因分析】 女性CWが対応することで若年の女性受給者等によりよい支援ができる。	反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。

3. 平成30年度の実施方針と事業計画

実施方針（1）と事業計画

新規・継続別	実施方針（１）	取り組むべき事項・作業（下記事業計画へ反映）	具体的な目標（数値化可能なものは数値目標）			
①新・継続	被保護者家計相談支援事業	①被保護者家計相談支援対象者の選定 ②対象者の情報収集及び説明 ③事業の実施	①家計管理のできていない対象者について、対象者宅へ訪問時や年一回の資産申告時に聞き取り調査を行い、選定を行う。 ②金銭管理のできない対象者に対し、家計簿をつける習慣をつけることや、NPO法人による金銭管理の利用等を進める。			
事業計画						
事項・作業（概略）		担当者	実施時期			
			第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
①被保護者家計相談支援対象者の選定		担当CW	4/1～6/30			
②対象者の情報収集及び説明		担当CW		4/1～3/31		
③調査の実施		担当CW		4/1～3/31	-----	
○						
○進行状況把握		所内会議	4/上旬	9/上旬	11/上旬	1/上旬
○結果集約		SV・CW				2/1～2/28
○実施計画総括		所長以下				3/1～3/15
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3/16～3/31

実施方針（2）と事業計画

新規・継続別	実施方針（１）	取り組むべき事項・作業（下記事業計画へ反映）	具体的な目標（数値化可能なものは数値目標）			
新・ <u>継</u>	戸籍調査による扶養義務者の状況把握	①戸籍調査の実施状況の確認 ②緊急性を要する対象者の選定 ③対象者が住市町村への調査依頼 ④扶養調査の実施	①最後に戸籍の調査を行った時期を確認する。 ②保護開始から１０年以上経過している長期入院者や身内との交流が少なく病状などが不安な者を選定する。 ③結果を元に台帳の修正及び記事を作成する。 ④必要に応じて扶養調査を行う。			
事業計画						
事項・作業（概略）		担当者	実施時期			
			第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
①戸籍調査の実施状況の確認		担当CW	4/1～6/30			
②緊急性を要する対象者の選定		担当CW		7/1～8/31		
③対象者が住市町村への調査依頼		担当CW		9/1	11/30	
④扶養調査の実施		担当CW			12/1	1/31
○						
○進行状況把握		所内会議	4/上旬	9/上旬	11/上旬	1/上旬
○結果集約		SV・CW				2/1～2/28
○実施計画総括		所長以下				3/1～3/15
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3/16～3/31

桐生市福祉事務所 生活保護法施行事務年間スケジュール

4月	<今月のテーマ> 引継ぎをしっかりと行いましょう！		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・地区担当員変更 ・訪問計画作成 ・救護施設事務費改定 ・給食費認定替え(小1年のみ) ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・年度末報告集計、提出 ・実施方針完成版作成 ・自立選定世帯の選定 ・中3・高3の進路先把握	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
5月	<今月のテーマ> 加算の認定替えを速やかに行いましょう！		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・児童養育加算認定替え ・介護保険料加算認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・就労支援対象者選定 ・長期外来患者実態調査対象差選 ・課税調査資料作成、依頼	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
6月	<今月のテーマ> 課税調査結果のチェックを速やかに行いましょう！年金改定月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・基準改定(加算等の改定) ・特障・障害児福祉手当認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・課税調査結果受理、点検 ・長期外来患者実態調査対象者選 ・生保受給者等自立促進事業の対象者選定	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
7月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。長期外来患者実態調査実施月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定を除く(小・中学年) ・児扶・特別児扶手当認定等変更 ・児童手当認定等変更 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・被保護者家計相談支援対象者の選定 ・長期外来患者実態調査実施 ・生保受給者等自立促進事業の対象者選定 ・重点的扶養調査対象者の選定	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
8月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。生保受給者等自立促進事業開始月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定 ・公営住宅家賃改定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・長期外来患者実態調査実施 ・被保護者家計相談支援実施 ・生保受給者等自立促進事業開始 ・重点的扶養調査対象者調査 ・中3・高3の進路先の聞き取り	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
9月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。生活保護基準改定があるので、注意してください。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・生活保護基準改定 ・給食費認定替え ・新規受給者の児童手当認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・長期外来患者実態調査実施 ・被保護者家計相談支援実施 ・生保受給者等自立促進事業 ・重点的扶養調査対象者調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。重点的扶養調査対象者調査の中間時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等

10月	・冬期加算認定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・被保護者家計相談支援実施 ・生保受給者等自立促進事業 ・重点的扶養調査対象者調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
11月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・期末一時扶助認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・8月以降母子世帯の児扶手当認 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・被保護者家計相談支援実施 ・重点的扶養調査対象者調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
12月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。重点的扶養調査対象者調査の終了時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・管外扶養調査の対象者選定 ・被保護者家計相談支援実施	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
1月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。管外扶養調査実施の時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・10月以降母子世帯の児童手当認 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・管外扶養調査実施 ・中3・高3の進路先の調査 ・被保護者家計相談支援実施	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
2月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・小・中学校入学準備金 ・小6・中3の給食費認定替え ・救護施設事務費改定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・中3・高3の進路先の調査 ・被保護者家計相談支援実施	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
3月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。年度末処理をしっかりと行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・介護保険料(普通)代理納付処理 ・高校生入学準備金 ・第75次基準改定(冬期加算除く) ・給食費認定替え ・児童養育加算を除く(中学校卒業) ・学習支援費認定(高校生12ヶ月) ・就学準備金(高校卒業生) ・児童扶養手当認定(12月以降新) ・母子加算認定を除く(高校卒業) ・救護施設事務費改定 ・介護保険認定替え(特徴⇔普徴) ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・年度末残務処理 ・引継ぎ書の作成	・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)

平成31年度 桐生市福祉事務所実施方針・事業計画

「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」(平成17年3月29日付け、社援保発第0329001号、厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき平成31年度の実施方針を次のとおり定める。

1. 管内の現状(保護の動向・雇用情勢・地域情勢・福祉事務所体制等について)

【地域情勢】

平成17年6月に新里村、黒保根村と合併し、面積は2倍に広がったが、面積274.45平方キロメートルの約80%を山間部が占めている。また、旧市部と旧村部はみどり市に分断され飛地となっている。

旧桐生地区は、地場産業として栄えた織物産業と機械金属産業を、新里地区は、園芸・果樹栽培・畜産業等の農業を中心としており、黒保根地区は、水源地域としての役割を担っている。

市内には、JR両毛線・東武鉄道・上毛電鉄・わたらせ渓谷鐵道が通じているが、それぞれの鉄道が直接的に連結している駅は数少ない。また、旧桐生市内にはおりひめバスが、新里・黒保根地区にはデマンドタクシーが運行されているものの公共交通機関の整備は十分とは言えず、一般市民の移動手段の中心は自家用車となっている。

市内には、桐生地区に市営住宅が35ヶ所149世帯、県営住宅が10ヶ所27世帯、黒保根地区に市営住宅が6ヶ所0世帯の管内計3,596戸あり、合計176世帯が入居している。社会福祉施設としては医療型障害児入所施設が1ヶ所、障害者支援施設が6ヶ所あり、現在障害者支援施設に4世帯が入所している。また、高齢者向け施設として養護老人ホームが1ヶ所2世帯、特別養護老人ホームが13ヶ所13世帯、高齢者生活支援施設が1施設(計8戸)1世帯で合計16世帯が入所中である。サービス付き高齢者向け住宅については、6施設(計139戸)が登録されているが0世帯、その類似施設として、有料老人ホームが25施設(計628戸)20世帯、合計20世帯が入所中である。管内には、第2種無料低額宿泊所及びその類似施設は存在しない。

【雇用情勢】

平成30年12月のハローワーク管内の有効求人倍率は1.36で、群馬県全体の1.73と比べると低くなっており、また平成29年12月比では0.16ポイント増加しているが、群馬県全体と比較すると依然低い傾向となっている。

かつて栄えた地場産業(織物業)は中小零細企業が多く、次代の担い手不足や大量生産品の高品質化等から衰退、その結果、少額の国民年金を受給する高齢者が多くなっている。もともとの大企業の不在から派遣切りの影響は少ないものの、大手パチンコ製造会社の本社転出等も重なり市内の就労の場が限られており、若年層の人口流出が続いている。製造業の景気好調は継続傾向で大手自動車会社を筆頭とした自動車関連への就労が目立っている。

【保護の動向】

平成31年1月の群馬県平均の保護率は0.77%で、管内の保護率0.65%は、県内平均を下回っている。本市の平成31年1月現在の保護相談数124件(前年度は121件)、内保護開始世帯21世帯(前年度は48世帯)、保護状況は、受給世帯615世帯、受給人員715人、保護率0.65%と、前年同期と比較すると、受給世帯数で61世帯減(前年は45世帯減)、受給人員で80人減(前年は51人減)、保護率は0.12ポイント減と、全国及び県平均に先んじて減少傾向になっている。

なお、本市の受給世帯数の減少については、高齢者の死亡も多いが、就労収入増による自立廃止のほかにより取り廃止や施設入所廃止の件数も上昇してきている結果であり、これはケースワーカーが日頃から熱心を実施している扶養義務者との交流促進指導や他法他施策の適用に向けた積極的な取り組みが実を結んできた成果であると考えている。

また、平成30年12月現在の保護受給世帯の類型別割合を全国平均と本市との比較でみると、高齢者世帯は全国平均54.1%、本市66.8%、傷病・障害者世帯は全国平均25.4%、本市22.9%、母子世帯は全国平均5.3%、本市1.1%、その他世帯は全国平均15.2%、本市9.1%となっている。平成30年3月末における本市の高齢化率は34.7%と超高齢社会化しており、保護受給世帯に高齢者世帯が多い主要因と考えられる。これらにより、高齢者世帯については全国平均(54.1%)を上回る割合となっており、結果として母子世帯、その他世帯については全国平均を大きく下回っている。母子世帯の割合について対応するデータとして離婚率を調べてみたが、1.53%であり、国平均1.66%並みとなっており、その他世帯についても、稼働年齢層の転出数が流入数を上回っている状況が続いていることから、それぞれの世帯数そのものの低さが割合に表れているものと考えられる。

世帯類型別では高齢者及び傷病・障害者世帯で全体の89.7%(前年88.5%)を占めており、この内、高齢者世帯の92.4%(前年91.7%)が単身世帯である。また、入院医療扶助受給者の56.8%(前年64.1%)が長期療養を要する精神病患者である。全体の92.4%(前年91.6%)が非稼働世帯となっているが、これはハローワーク桐生所管内における有効求人倍率が、平成30年中は1.05から1.36の間で推移している中においても、桐生市福祉事務所ですら就労支援を行うなかで7世帯が就労を開始し、内3世帯が自立廃止に至るなど、稼働世帯の自立廃止数が増えてきた結果であると考えられる。今後も、積極的な就労支援策を推進し、受給者の自立に向けた指導・援助を実施していきたい。

医療扶助費と介護扶助費については、それぞれ昨年度比で減少傾向にあるが、受給者一人当たりの扶助費としては微増傾向にあり、本市の特徴でもある高齢者世帯の割合が多いことが医療・介護費の増加の要因と考えている。

【事務所の実施体制】

職務の執行体制は、所長、課長、係長(査察指導員を兼ねる)、査察指導員2名、経理担当、医療担当2名及び、現業員8名の16名の外、嘱託職員3名[就労支援員、相談員(警察OB2名)]、パート職員2名(医療レセプト担当、産休代替)の総勢20名で執り行っている。管理職の他に査察指導員を2名配置することで積極的な対応を図っている。この体制下では、処遇困難ケースへの対応や新人職員に対する指導教育に際し組織が有効的に機能し、常に報告と相談をしながらケースワークを推進していけるものと考えている。

しかし、生活・就労指導、不正受給に係る調査等、さらに実効力のあるケースワークを進めていくには専門的知識や技能を持つ人員に不足が生じており、専門職員の増員やプロジェクトチームの新設の必要性が生じている。

2. 実施機関の課題・要因

(1) 前年度(30年度)実施方針の取り組み結果と評価・分析

前年度(30年度)実施方針	取組内容(取組結果)	評価及び改善されていない場合その問題点(問題の要因分析含む)	31年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
被保護者家計相談支援事業	家計管理のできていない対象者について、対象者宅へ訪問時や年一回の資産申告時に聞き取り調査を行い、選定を行い、金銭管理のできない対象者に対し、家計簿をつける習慣をつけることや、NPO法人による金銭管理の利用等を進めた結果、平成30年6月の時点での利用者の数が、成年後見人1名、社協の権利擁護17名、NPO法人37名、家計簿提出指導38名であったが、平成31年3月25日現在、成年後見人0名、社協の権利擁護16名、NPO法人28名、家計簿提出指導17名となり、また、家計簿提出停止12名、保護廃止17名という結果となった。	【評価・問題点】 平成30年4月9日の事務研究会において、係員に概要及び制度説明を行い、対象ケースを選定し、対象者に対し指導・助言を行った。被保護者家計相談支援事業について、通常業務として定着しつつある。 【要因分析】 ケースによって、能力がない場合と、素行不良等により金銭管理をやりたがらない場合があり、対象者の見極めと説明・指導等の方法に違いがある。	3- (1)
戸籍調査による扶養義務者の状況把握	戸籍調査による扶養義務者の状況把握をするために、緊急性を要する対象者や、また、保護開始10年以上経過している世帯の保護開始時期が古い世帯等も考慮し、CW1人に3世帯ずつ、毎年約27世帯を選定し、選定した対象者が在住している市町村へ戸籍調査を依頼した。 平成30年度の調査結果は、調査対象者は27世帯あり、死者数30名、成人した扶養者4名、扶養調査の必要数23名となった。 なお、平成27年度の実施からの総計結果は、調査対象者は111世帯、死者数117名、成人した扶養者34名、扶養調査の必要数80名となった。 戸籍調査の結果を元に台帳の修正及び記事を作成した。扶養の可能性のある対象者に対し扶養調査を実施した。	【評価・問題点】 戸籍調査による扶養義務者の戸籍調査を行うことで、扶養義務者の生存確認や状況把握に繋がる。対象世帯が多く、調査に時間がかかる。 【要因分析】 調査対象者が多く、調査パターンも多様なので、CW1により調査の手法等の理解が徹底しているとはいえない状況であり、班体制での対応を行い、水準の向上を図る。	3- (2)

(2) 平成30年度監査の指摘事項の改善結果と評価・分析

指摘事項 (概略)	年度内の取組状況 (改善状況)	評価及び生じている問題点 (未改善・問題の要因分析含む)	31年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
窓口支給の理由が不適切なものが確認された。理由が不適切な窓口支給については、職員の不正防止の観点から口座支給へ変更すること。	監査後、見直しを行い窓口支給から口座支給へ2件変更を行った。年度内にはさらに3件口座支給へ変更を行うことで調整済み。今後も受給者と調整を図り口座支給への変更を進めていきたい。	【評価・問題点】 窓口払いについては、積極的に口座払いにするよう指導したことで縮減が図れた。 【要因分析】 今後は、管理職を含めてケース検討を行い、CWだけでは口座払いできないケースの対応を協議する必要がある。	反映なし。 ※通常業務として定着してきているため。
介護保険料の代理納付を年度末に一括して行っているが、介護保険料加算の保護決定書を確認したところ、加算額確認した旨が確認できなかった。保護の実施要項によれば、介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実績を認定することとされており、介護保険料加算の認定手続及び代理納付について、適正に実施すること。	介護保険料の代理納付について来年度以降は一括納付を見直し、適切に納期ごとに介護保険料加算を認定し代理納付を実施したい。	【評価・問題点】 適切な保護の実施が行われる。 介護保険料金変更に伴い、変更月に各CWの事務量が増加する。 【要因分析】 各CWの事務処理の負担軽減を図ったため。	反映なし。 ※平成31年度中に改善するため。
面接相談において、窮迫状態が疑われる相談者の状況については、収入・手持金・預貯金や食事の摂取状況、水道、電気などのライフラインの停止の有無など、窮迫状況を詳細に聴取し、記録をすること。 相談のみで申請に至らなかった理由が乏しく、なぜ申請に至らなかったのかを読み取れない記録が散見された。窮迫状況が認められるにもかかわらず、申請に至らなかった場合は、その理由を具体的に記録すること。	窮迫状況の確認が出来るように相談受付票及び面接記録票の様式を変更した。 また、窮迫状況が認められるが、申請に至らなかった場合には、特に注意し具体的な理由を残すよう、1月15日に開催した事務研究会で説明を行い、共通理解を得た。	【評価・問題点】 漏洩があるケースも未だに見受けられる。 【要因分析】 SV/CWによる確認忘れが要因。SV同士での確認も行っていく。	反映なし。 ※通常業務として定着してきているため。

保護の廃止について、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出されたものであっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、最低生活費に満たない部分をどう工面するのか等、本人から自立の目的を必ず聴取し、保護の廃止によって直ちに窮迫した状況に陥ることのないよう、ケース診断会議に諮る等により組織的な判断を行い、適切に取り扱うこと。また、要否判定の結果、廃止となるケースについても辞退届を徴してから廃止を行っている事例が認められた。不要な辞退届の聴取はしないこと。	1月15日に開催した事務研において、以下説明を行い共通理解を得た。 最低生活費に満たない収入しかない状態で辞退届が提出された場合は、最低生活費との差額分をどのように工面して生活を送るか聴取し、記録に残す共に診断会議に諮り組織的に判断を行うように説明をおこなった。 また、要批判定の結果、廃止となるケースであれば辞退届を徴取しないよう説明をした。	【評価・問題点】 漏洩があるケースも未だに見受けられる。 【要因分析】 SV/CWによる確認忘れが要因。SV同士での確認も行っていく。	反映なし。 ※通常業務として定着してきているため。
施術（柔道整復）の給付に際し、保護変更申請書の提出を受けていない事例が認められたので、提出をうけること。 施術（柔道整復）について、月に10回以上の給付があり頻回が認められた。嘱託医と協議し、施術の妥当性について意見を徴取の上、所要の措置を講じること。	保護変更申請書の聴取が漏れていたため、聴取した。施術の給付に際し、再度周知徹底を行い、漏れないようにしていく。 施術の頻回については、嘱託医と協議を行い、症状により変わるため、接骨医に確認を取ったほうがよいと助言により、担当CWと医療担当とで接骨院を訪問した結果、受診回数は妥当との回答で、H30.12月に予定通り治療が終了したことを確認した。	【評価・問題点】 数少ない事例であるので、次回漏れないよう注意したい。 【要因分析】 SV/CWによる確認忘れが要因。SV同士での確認も行っていく。	反映なし。 ※通常業務として定着してきているため。

介護保険みなし2号の被保護者における自立支援給付の該当可能性について、確認内容及び結果がケース記録に未記載である事例が認められた。 介護扶助の適用に優先する自立支援給付の該当可能性については、確認内容及び結果をケース記録に記載の上、自立支援給付該当可能性確認台帳を整備すること。 介護サービスの利用開始及び介護保険施設への入所に際し、保護変更申請書の提出を受けていない事例が認められた。提出を受けること。 介護保険被保険者証の写しを徴取していない事例が認められた。徴取すること。 居宅介護支援事業所から直接居宅介護支援計画の提供を受けるための同意書を被保護者から徴取していない事例が認められた。徴取すること。 要介護度の変更について、介護扶助決定調書等の作成による所内の決裁を受けていない事例が認められた。介護扶助の給付に際し、決裁を受けること。	保護変更申請書の提出を受けていなかった被保護者をリストアップし、全件徴取した。さらに今後漏れることがないよう、係内で周知徹底を行い、介護事務マニュアルを整備し、活用していくようにする。 介護保険被保険者証の写しを徴取していないかった被保護者をリストアップし、全件徴取した。今後漏れることがないよう、係内で周知徹底し、マニュアルを整備する。対象者をリストアップし、記事化が漏れていたため、全件記事化し、同意書を徴取した。今後漏れることがないよう、係内で周知徹底し、マニュアルの整備を行い、活用していくようにする。 要介護度の変更時に介護扶助決定調書等に更新した介護度を記載するのが漏れてしまっていたため、記載した。介護扶助の給付に際して決裁は受けているため、記載漏れがないよう周知徹底を図る。 保護変更申請書の徴取が漏れていたため、徴取した。施術の給付に際し、再度周知徹底を行い、漏れないようにしていく。	【評価・問題点】 漏洩があるケースも未だに見受けられる。 【要因分析】 SV/CWによる確認忘れが要因。SV同士での確認も行っていく。	反映なし。 ※通常業務として定着してきているため。
---	---	---	--------------------------------------

(3) 監査指摘事項以外の実施機関が抱える問題点

実施機関の抱える問題点	これまでの改善に向けた取組状況	これまでの評価及び問題点（問題の要因分析含む）	31年度実施方針番号※反映させない場合、その理由
精神保健福祉士等の専門職員の不足	精神疾患を持つ受給者の対応等のため、精神保健福祉士等の配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 精神保健福祉士等の職員が配置されていない。 【要因分析】 特定職種の人材としての採用が難しい状況である。	反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。
女性CWの配置	若年の女性受給者や母子受給者の対応等のため、女性CWの配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 昨今、男性係員による女性受給者の対応等は困難になっている。 【要因分析】 女性CWが対応することで若年の女性受給者等によりよい支援ができる。	反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。

3. 平成31年度の実施方針と事業計画

実施方針（1）と事業計画

新規・継続別	実施方針（１）	取り組むべき事項・作業（下記事業計画へ反映）	具体的な目標（数値化可能なものは数値目標）			
新・ 継	被保護者家計相談支援事業	①被保護者家計相談支援対象者の選定 ②対象者の情報収集及び説明 ③事業の実施	①家計管理のできていない対象者について、対象者宅へ訪問時や年一回の資産申告時に聞き取り調査を行い、選定を行う。 ②金銭管理のできない対象者に対し、家計簿をつける習慣をつけることや、NPO法人による金銭管理の利用等を進める等。			
事業計画						
事項・作業（概略）		担当者	実施時期			
			第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
①被保護者家計相談支援対象者の選定		担当CW	4/1～6/30			
②対象者の情報収集及び説明		担当CW		4/1～3/31		
③調査の実施		担当CW		4/1～3/31	-----	
○						
○進行状況把握		所内会議	4/月上旬	9/月上旬	11/月上旬	1/月上旬
○結果集約		SV・CW				2/1～2/28
○実施計画総括		所長以下				3/1～3/15
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3/16～3/31

実施方針（2）と事業計画

新規・継続別	実施方針（１）	取り組むべき事項・作業（下記事業計画へ反映）	具体的な目標（数値化可能なものは数値目標）
新・ （継）	戸籍調査による扶養義務者の状況把握	①戸籍調査の実施状況の確認 ②緊急性を要する対象者の選定 ③対象者が住市町村への調査依頼 ④扶養調査の実施	①最後に戸籍の調査を行った時期を確認する。 ②保護開始から１０年以上経過している長期入院者や身内との交流が少なく病状などが不安な者を選定する。 ③結果を元に台帳の修正及び記事を作成する。 ④必要に応じて扶養調査を行う。

事業計画						
事項・作業（概略）		担当者	実施時期			
			第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
①戸籍調査の実施状況の確認		担当CW	4/1～6/30			
②緊急性を要する対象者の選定		担当CW		7/1～8/31		
③対象者が住市町村への調査依頼		担当CW		9/1	11/30	
④扶養調査の実施		担当CW			12/1	1/31
○						
○進行状況把握		所内会議	4/上旬	9/上旬	11/上旬	1/上旬
○結果集約		SV・CW				2/1～2/28
○実施計画総括		所長以下				3/1～3/15
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3/16～3/31

桐生市福祉事務所 生活保護法施行事務年間スケジュール

4月	<今月のテーマ> 引継ぎをしっかりと行いましょう！		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・地区担当員変更 ・訪問計画作成 ・救護施設事務費改定 ・給食費認定替え(小1年のみ) ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・年度末報告集計、提出 ・実施方針完成版作成 ・自立選定世帯の選定 ・中3・高3の進路先把握	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
5月	<今月のテーマ> 加算の認定替えを速やかに行いましょう！		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・児童養育加算認定替え ・介護保険料加算認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・就労支援対象者選定 ・長期外来患者実態調査対象差選 ・課税調査資料作成、依頼	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
6月	<今月のテーマ> 課税調査結果のチェックを速やかに行いましょう！年金改定月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・基準改定(加算等の改定) ・特障・障害児福祉手当認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・課税調査結果受理、点検 ・長期外来患者実態調査対象者選 ・生保受給者等自立促進事業の対象者選定	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
7月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。長期外来患者実態調査実施月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定を除く(小・中学年) ・児扶・特別児扶手当認定等変更 ・児童手当認定等変更 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・被保護者家計相談支援対象者の選 ・長期外来患者実態調査実施 ・生保受給者等自立促進事業の対象者選定 ・重点的扶養調査対象者の選定 ・管外扶養調査の対象者の選定 ・戸籍調査の対象者の選定	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
8月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。生保受給者等自立促進事業開始月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定 ・公営住宅家賃改定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・長期外来患者実態調査実施 ・被保護者家計相談支援実施 ・生保受給者等自立促進事業開始 ・重点的扶養調査対象者調査 ・中3・高3の進路先の聞き取り ・管外扶養調査実施	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
9月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。生活保護基準改定があるので、注意してください。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・生活保護基準改定 ・給食費認定替え ・新規受給者の児童手当認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・長期外来患者実態調査実施 ・被保護者家計相談支援実施 ・生保受給者等自立促進事業 ・重点的扶養調査対象者調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。重点的扶養調査対象者調査の中間時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等

10月	・冬期加算認定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・被保護者家計相談支援実施 ・生保受給者等自立促進事業 ・重点的扶養調査対象者調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
11月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係 ・期末一時扶助認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・8月以降母子世帯の児扶手当認 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	各種事業関係 ・被保護者家計相談支援実施 ・重点的扶養調査対象者調査	その他日程等 ・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
12月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。重点的扶養調査対象者調査の終了時期です。		
	認定事務関係 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	各種事業関係 ・被保護者家計相談支援実施	その他日程等 ・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
1月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。管外扶養調査実施の時期です。		
	認定事務関係 ・10月以降母子世帯の児童手当認 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	各種事業関係 ・被保護者家計相談支援実施 ・中3・高3の進路先の調査	その他日程等 ・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
2月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係 ・小・中学校入学準備金 ・小6・中3の給食費認定替え ・救護施設事務費改定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	各種事業関係 ・中3・高3の進路先の調査 ・被保護者家計相談支援実施	その他日程等 ・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
3月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。年度末処理をしっかりと行いましょう。		
	認定事務関係 ・各種収入認定 ・高校生入学準備金 ・第75次基準改定(冬期加算除く) ・給食費認定替え ・児童養育加算を除く(中学校卒業) ・学習支援費認定(高校生12ヶ月) ・就学準備金(高校卒業生) ・児童扶養手当認定(12月以降新) ・母子加算認定を除く(高校卒業) ・救護施設事務費改定 ・介護保険認定替え(特徴⇔普徴) ・入院退院等基準変更処理	各種事業関係 ・年度末残務処理 ・引継ぎ書の作成	その他日程等 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)

令和2年度 桐生市福祉事務所実施方針・事業計画

「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」(平成17年3月29日付け社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、令和2年度の実施方針を次のとおり定める。

1. 管内の現状(保護の動向・雇用情勢・地域情勢・福祉事務所体制等について)

【地域情勢】

平成17年6月に新里村、黒保根村と合併し、面積は2倍に広がったが、面積274.45平方キロメートルの約80%を山間部が占めている。また、旧市部と旧村部はみどり市に分断され飛地となっている。旧桐生地区は、地場産業として栄えた織物業と機械金属産業を、新里地区は、園芸・果樹栽培・畜産業等の農業を中心としており、黒保根地区は、水源地域としての役割を担っている。市内には、JR両毛線・東武鉄道・上毛電鉄・わたらせ渓谷鐵道が通じているが、それぞれの鉄道が直接的に連結している駅は数少ない。また、旧桐生市内にはおりひめバスが、新里・黒保根地区にはデマンドタクシーが運行されているものの公共交通機関の整備は十分とは言えず、一般市民の移動手段の中心は自家用車となっている。

市内には、市営住宅が50団地2,805戸・県営住宅が11団地976戸あり、市営住宅125世帯・県営住宅36世帯、合計161世帯が入居している。社会福祉施設としては医療型障害児入所施設が1カ所、福祉型障害児入所施設が1カ所、障害者支援施設が6カ所あり、障害者支援施設に1カ所3世帯が入所している。また、介護保険施設として特別養護老人ホームが6カ所14世帯、老人保健施設が4カ所7世帯、ケアハウスが2カ所3世帯、養護老人ホームが1カ所1世帯、高齢者生活支援施設が1カ所1世帯で合計26世帯が入所中である。サービス付き高齢者向け住宅については0世帯、有料老人ホームが6カ所14世帯、施設全体として24カ所、47世帯が入所中である。管内には、第2種無料低額宿泊所及びその類似施設は存在しない。

【雇用情勢】

令和元年12月のハローワーク管内の有効求人倍率は1.33で、前年同月比では0.03ポイント低下している。群馬県全体の1.65と比べると低く、例年、県全体より低い傾向となっている。

かつて栄えた地場産業(織物業)は中小零細企業が多く、次代の担い手不足や大量生産品の高品質化等により衰退した。その結果、少額の国民年金を受給する高齢者が多くなっている。千人規模の私立高校が2校あるが受け皿となる企業がなく、若年層の人口流出が続いている。

【保護の動向】

令和2年1月の群馬県平均の保護率は0.78%で、管内の保護率0.61%であり、県内平均を下回っている。本市の保護相談数は126件(前年度は124件)、内保護開始世帯は67世帯(前年度は21世帯)となっている。保護状況は、受給世帯573世帯、受給人員654人、保護率0.61%と、前年同月比で受給世帯数は42世帯減(前年は61世帯減)、受給人員は61人減(前年は80人減)、保護率は0.04ポイント減(前年は0.12ポイント減)と減少傾向である。

なお、本市の受給世帯数の減少については、高齢者の死亡も多いが、就労収入増による自立廃止のほか引取り廃止や施設入所廃止の件数も上昇してきている結果であり、これはケースワーカーが日頃から熱心に実施している扶養義務者との交流促進指導や他法他施策の適用に向けた積極的な取り組みが実を結んできた成果であると考えている。

また、令和2年1月現在の保護受給世帯の類型別割合を全国平均と本市との比較でみると、高齢者世帯は全国平均55.0%、本市67.8%、母子世帯は全国平均5.0%、本市0.7%、傷病・障害者世帯は全国平均25.1%、本市23.9%、その他世帯は全国平均14.9%、本市7.6%となっている。平成31年3月末における本市の高齢化率は35.2%と超高齢化しており、保護受給世帯に高齢者世帯が多い主要因と考えられる。これらにより、高齢者世帯については全国平均(55.0%)を大きく上回る割合となっており、結果として母子世帯、その他世帯については全国平均を大きく下回っている。

被保護世帯の世帯類型別を見ると、令和2年1月で高齢者388世帯、母子4世帯、障害者66世帯、傷病者71世帯、その他44世帯に対し、平成31年1月は高齢者411世帯、母子7世帯、障害者74世帯、傷病者67世帯、その他56世帯となっており、傷病者を除く世帯で減少している。また、高齢者及び傷病・障害者世帯で全体の91.7%(前年89.7%)を占め、この内、高齢者世帯の92.8%(前年92.4%)が単身世帯である。また、入院医療扶助受給者の45.7%(前年56.8%)が長期療養を要する精神病患者である。

医療扶助費について、令和2年1月の前年比較で被保護世帯数は42世帯減少しているものの、医療扶助費については微増となっている。これは、本市の特徴でもある高齢者世帯の割合が多いことが医療費の増加につながったものと考えられる。

【事務所の実施体制】

職務の執行体制は、所長、課長、係長(査察指導員を兼ねる)、査察指導員2名、経理担当、医療担当及び、現業員8名の15名の外、嘱託職員3名[就労支援員、相談員(警察OB2名)]、パート職員2名(医療レセプト担当、産休代替)の総勢20名で執り行っている。管理職の他に査察指導員を2名配置することで積極的な対応を図っている。この体制下では、処遇困難ケースへの対応や新人職員に対する指導教育に際し組織が有効的に機能し、常に報告と相談をしながらケースワークを推進していけるものと考えている。

しかし、生活・就労指導、不正受給に係る調査等、さらに実効力のあるケースワークを進めていくには専門的知識や技能を持つ人員に不足が生じており、専門職員の増員やプロジェクトチーム新設の必要性が生じている。

2. 実施機関の課題・要因

(1) 前年度(令和元年度)実施方針の取り組み結果と評価・分析

前年度(令和元年度)実施方針	取組内容(取組結果)	評価及び改善されていない場合その問題点(問題の要因分析含む)	令和2年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
被保護者家計相談支援事業	家計管理のできていない対象者について、対象者宅へ訪問時や年1回の資産申告時に聞き取り調査をして選定を行う。金銭管理のできない対象者に対し、家計簿の習慣をつけや、NPO法人による金銭管理の利用等を進めた結果、令和2年3月時点での利用者数が52名という結果となった(内訳:成年後見人0名・社協の権利擁護13名・NPO法人34名・家計簿提出指導11名、重複6名含む)平成31年3月時点での利用者は52名(内訳:成年後見人0名、社協の権利擁護16名、NPO法人28名、家計簿提出指導17名)	【評価・問題点】 被保護者家計相談支援事業について、各CWが対象者ごとに最適な支援をつなぐ手順を確立しており、後輩CWにも適宜助言できている。 【要因分析】 ケースによって、能力がない場合と、素行不良等により金銭管理をやりたがらない場合があり、対象者の見極めと説明・指導等の方法に違いがある。	実施方針3-1() ※ 反映なし。 ※通常業務として完全に定着し、当初の目的を達成したため。
戸籍調査による扶養義務者の状況把握	戸籍調査による扶養義務者の状況把握をするために、緊急性を要する対象者や保護開始10年以上経過している開始時期が古い世帯等も考慮し、CW1人に3世帯を目安に令和元年度は27世帯を選定した。その後、選定した対象者が在住している市町村へ戸籍調査を依頼し、必要に応じて扶養調査を行う。 令和元年度の調査結果は、調査対象者27世帯、死者数71名、成人した扶養者2名、扶養調査の必要数69名となった。 なお、平成27年度開始からの総計結果は、調査対象者は138世帯、死者数188名、成人した扶養者36名、扶養調査の必要数149名となった。 戸籍調査の結果を元に台帳の修正及び記事を作成した。扶養の可能性のある対象者に対し、扶養調査を実施した。	【評価・問題点】 扶養義務者に対する戸籍調査を行うことで、扶養義務者の生存確認や状況把握に繋がる。対象世帯が多く、調査に時間がかかる。 【要因分析】 調査対象者が多く、調査パターンも多様なので、CWにより調査の手法等の理解が徹底しているとはいえない状況であり、班体制での対応を行い、調査能力の向上を図る。	実施方針3-2) ※

(2) 令和元年度監査の指摘事項の改善結果と評価・分析

前年度(令和元年度)監査 指摘事項(概略)	年度内の取組状況 (改善状況)	評価及び生じている問題点 (未改善・問題の要因 分析含む)	令和2年度実施方針 番号 ※反映されない場合、その理由
申請前の段階で、相談者に対し、保有する自動車の処分を促している事例が認められた。 自動車を保有する者でも申請は可能であり、申請の条件付けを疑われないよう、適切な対応を行うこと。	12月4日及び1月8日に開催した事務研究会の中で指摘事項について説明し、相談者へ申請の条件付けと思われるような制度説明を行わないことと記録票への記載方法について徹底するよう周知を行った。また、新年度以降についても新人CW研修時に同様の内容の説明を行う。なお、対象の相談が発生した際はSVが決裁時に確認する。	【評価・問題点】 説明後はCWの対応や記録票への記載に誤解を招くようなことは生じていない。 【要因分析】 申請権を阻害した対応は行っていないが、面接記録票に誤解を招く記述があった。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※令和元年度中に改善されたため。
保護廃止の際の要否判定にあたり、稼働収入から勤労に伴う必要経費を控除する際、局第10-2-(1)に定める額(別表2)を使用していない事例が認められた。 保護廃止の際は、稼働収入の額から勤労に伴う必要経費として局第10-2-(1)に定める額を控除した額を、要否判定における収入充当額として用いること。	12月4日及び1月8日に開催した事務研究会の中で指摘事項について説明し、廃止時の要否判定の際には別表2使用について徹底するよう周知を行った。また、新年度以降についても新人CW研修時に同様の内容の説明を行う。なお、対象の事例が発生した際はSVが別表2の金額を使用しているか決裁時に確認する。	【評価・問題点】 説明後は各CWが更新後の電子ファイルを使用して廃止処理を行っている。 【要因分析】 従前の電子ファイルを使いまわしていたことが要因。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※令和元年度中に周知されたため。
辞退届の提出による保護の廃止に際し、国民健康保険への再加入について、被保護者に助言したことが確認できない事例が認められた。 保護の廃止に際しては、当該世帯の他法他施策への加入等の諸手続及び急迫状況に陥らないよう再来所・再申請について、被保護者に助言し、その旨を記録すること。	12月4日及び1月8日に開催した事務研究会の中で指摘事項について説明し、受給者への説明と記事記載の徹底を図るよう周知を行った。また、新年度以降についても新人CW研修時に同様の内容の説明を行う。なお、対象の事例が発生した際はSVがCWに対し、口頭で受給者に助言を行ったか確認すると共に、記事入力に漏れが無いのか決裁時に確認する。	【評価・問題点】 説明後は各CWが被保護者への助言と記事の記載を徹底している。 【要因分析】 実際は助言を行っていたが、CWが記事上に記載しなかったことが要因である。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※令和元年度中に改善できているため。
おおむね3か月ごととされている、「精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア」の記載があるレセプトの抽出・把握について、確認が行われていなかった。適正に確認を行うこと。	レセプトシステムから診療行為に「精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア」が含まれている患者を毎月抽出している。対象者がいた際には担当CWに周知の上、自立支援(精神)の取得指導をしてもらう。	【評価・問題点】 現時点では対象者がいない。 【要因分析】 CWに知識共有ができていなかったことが要因である。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※現時点では対象者がいないため。

(3) 監査指摘事項以外の実施機関が抱える問題点

実施機関の抱える問題点	これまでの改善に向けた取組状況	これまでの評価及び問題点 (問題の要因分析含む)	令和2年度実施方針番号 ※反映させない場合、その理由
精神保健福祉士・保健師等の専門職員の不足	精神疾患を持つ受給者の対応等のため、精神保健福祉士等の配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 精神保健福祉士や保健師等の職員が配置されていない。特に来年度健康管理支援事業が始まるため憂慮している。 【要因分析】 特定職種の人材としての採用が難しい状況である。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。
女性CWの配置	若年の女性受給者や母子受給者の対応等のため、女性CWの配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 昨今、男性係員による女性受給者の対応や訪問等は困難になっている。 【要因分析】 女性CWが対応することで若年の女性受給者等によりよい支援ができる。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。

3. 令和2年度の実施方針及び事業計画

実施方針(1)及び事業計画

新規・継続の別	実施方針(1)	取り組むべき事項・作業 (下記事業計画へ反映)	具体的な目標 (数値化可能なものは数値目標)			
①・新・継	健康管理支援事業の準備、開始 ※令和2年10月より開始	①健康管理システムの導入準備、利用開始 ②健康管理事業の周知 ③指定難病対象者を抽出、手続きの指導	①既存のレセプトシステムにオプションとして健康管理システムを導入する(R2.10から)。 ②生保受給者へ事業開始のチラシ等を配布する。 ③指定難病患者を抽出し、手続きの指導をする。			
事業計画						
事項・作業(概略)		担当者	実施時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①健康管理システムの導入準備、利用開始		医療担当		8月-----10月		
②健康管理事業の周知		医療担当		9月		
③指定難病対象者を抽出、手続きの指導		医療担当			10月-----3月	
○進行状況把握		医療担当			12月	3月
○結果集約		SV・医療担当				3月下旬
○実施計画総括		所長以下				3月下旬
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3月下旬

実施方針(2)及び事業計画

新規・継続の別	実施方針(2)	取り組むべき事項・作業 (下記事業計画へ反映)	具体的な目標 (数値化可能なものは数値目標)			
新・継	戸籍調査による扶養義務者の状況把握	①戸籍調査の実施状況の確認 ②緊急性を要する対象者の選定 ③対象者在住市町村への調査依頼 ④扶養調査の実施	①最後に戸籍の調査を行った時期を確認する。 ②保護開始から10年以上経過している長期入院者や身内との交流が少なく病状などが不安な者を選定する。 ③結果を元に台帳の修正及び記事を作成する。 ④必要に応じて扶養調査を行う。			
事業計画						
事項・作業(概略)		担当者	実施時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①戸籍調査の実施状況の確認		担当CW	4/1～5/31			
②緊急性を要する対象者の選定		担当CW	6/1 --- 7/31			
③対象者在住市町村への調査依頼		担当CW		8/1-----11/30		
④扶養調査の実施		担当CW			12/1-----1/31	
○進行状況把握		所内会議	4/上旬	9/上旬	11/上旬	1/上旬
○結果集約		SV・CW				2/1～2/28
○実施計画総括		所長以下				3/1～3/15
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3/16～3/31

桐生市福祉事務所 生活保護法施行事務年間スケジュール

4月	<今月のテーマ> 引継ぎをしっかりと行いましょう！		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・地区担当員変更 ・訪問計画作成 ・救護施設事務費改定 ・給食費認定替え(小1年のみ) ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・年度末報告集計、提出 ・実施方針完成版作成 ・中3・高3の進路先把握	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
5月	<今月のテーマ> 加算の認定替えを速やかに行いましょう！		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・児童養育加算認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・就労支援対象者選定 ・課税調査資料作成、依頼	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
6月	<今月のテーマ> 課税調査結果のチェックを速やかに行いましょう！年金改定月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・収入申告書徴取(年金額改定分)、認定額変更 ・特障・障害児福祉手当認定替え ・各種収入認定 ・介護保険料加算認定(普徴) ・入院退院等基準変更処理	・課税調査結果受理、点検 ・長期入院入所者調査対象者選定 ・生保受給者等自立促進事業の対象者選定 ・戸籍調査の対象者の選定	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
7月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れずに行いましょう。長期入院入所者調査者実施月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定を除く(小・中学年) ・児扶・特別児扶手当認定等変更 ・児童手当認定等変更 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・長期入院入所者調査実施 ・生保受給者等自立促進事業の対象者選定 ・重点的扶養能力調査対象者の選定 ・管外扶養調査の対象者選定 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
8月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れずに行いましょう。生保受給者等自立促進事業開始月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定 ・公営住宅家賃改定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・戸籍調査の対象者の選定 ・生保受給者等自立促進事業開始 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査 ・中3・高3の進路先の聞き取り ・健康管理支援事業	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
9月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れずに行いましょう。生活保護基準改定があるので、注意してください。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・生活保護基準改定 ・給食費認定替え ・新規受給者の児童手当認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・健康管理支援事業 ・生保受給者等自立促進事業 ・重点的扶養調査対象者調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)

10月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。重点的扶養調査対象者調査の中間時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・冬期加算認定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・県指導監査準備 ・健康管理支援事業 ・生保受給者等自立促進事業 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
11月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・期末一時扶助認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・8月以降母子世帯の児扶手当認 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・県指導監査 ・健康管理支援事業 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
12月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。管外扶養調査・重点的扶養能力調査の終了時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・稼働能力判定用外来病状調査 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・健康管理支援事業 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込移行(随時) ・就労支援会議(随時)
1月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・10月以降母子世帯の児童手当認 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理 ・年金差額認定せず	・健康管理支援事業 ・中3・高3の進路先の調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込移行(随時) ・就労支援会議(随時)
2月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。戸籍調査の終了時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・介護保険料加算(普徴)除く ・小・中学校入学準備金 ・小6・中3の給食費認定替え ・介護保険料加算認定除く ・各種収入認定	・健康管理支援事業 ・中3・高3の進路先の調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込移行(随時) ・就労支援会議(随時)
3月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。年度末処理をしっかりと行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・第77次基準改定(冬期加算除く) ・公営住宅家賃改定 ・高校生入学準備金 ・進学準備給付金 ・給食費認定替え ・児童養育加算を除く(高校卒業 ・高等学校等就学費認定(高校生12ヶ月) ・児童扶養手当認定(12月以降新 ・母子加算認定を除く(高校卒業 ・救護施設事務費改定 ・介護保険料認定替え(特徴⇄普 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・年度末残務処理 ・引継ぎ書の作成 ・健康管理支援事業	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込移行(随時) ・就労支援会議(随時)

令和3年度 桐生市福祉事務所実施方針・事業計画

「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」(平成17年3月29日付け社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、令和3年度の実施方針を次のとおり定める。

1. 管内の現状(保護の動向・雇用情勢・地域情勢・福祉事務所体制等について)

【地域情勢】

平成17年6月に新里村、黒保根村と合併し、面積は2倍に広がったが、面積274.45平方キロメートルの約80%を山間部が占めている。また、旧市部と旧村部はみどり市に分断され飛地となっている。旧桐生地区は、地場産業として栄えた織物業と機械金属産業を、新里地区は、園芸・果樹栽培・畜産業等の農業を中心としており、黒保根地区は、水源地域としての役割を担っている。

市内には、JR両毛線・東武鉄道・上毛電鉄・わたらせ渓谷鐵道が通じているが、それぞれの鉄道が直接的に連結している駅は数少ない。また、旧桐生市内にはおりひめバスが、新里・黒保根地区にはデマンドタクシーが運行されているものの公共交通機関の整備は十分とは言えず、一般市民の移動手段の中心は自家用車となっている。

市内には、市営住宅が50団地2,789戸・県営住宅が11団地976戸あり、生活保護受給者は市営住宅124世帯・県営住宅36世帯、合計160世帯が入居している。

医療機関では、中核病院の桐生厚生総合病院と、精神科医療の岸病院を中心に、桐生・みどり地域に病院・医院120ヶ所、歯科医院80ヶ所がある。社会福祉施設では医療型障害児入所施設が1カ所、福祉型障害児入所施設が1カ所あり、障害者支援施設が6カ所あり、生活保護受給者は3世帯が入所している。また、介護保険施設では特別養護老人ホームが4カ所8世帯、老人保健施設が4カ所11世帯、ケアハウスが2カ所3世帯、養護老人ホームが1カ所2世帯、高齢者生活支援施設が1カ所1世帯で合計25世帯が入所中である。サービス付き高齢者向け住宅では0世帯、有料老人ホームが5カ所12世帯、施設全体として20カ所、45世帯が入所中である。管内には、第2種無料低額宿泊所及びその類似施設は存在しない。

【雇用情勢】

令和2年12月のハローワーク管内の有効求人倍率は1.07で、前年同月比では0.26ポイント低下している。群馬県全体の1.24と比べると低く、例年、県全体より低い傾向となっている。

かつて栄えた地場産業(織物業)は中小零細企業が多く、次代の担い手不足や大量生産品の高品質化等により衰退した。その結果、少額の国民年金を受給する高齢者が多くなっている。千人規模の私立高校が2校あるが受け皿となる企業が少なく、若年層の人口流出が続いている。

【保護の動向】

令和3年1月の群馬県平均の保護率は0.78%で、管内の保護率0.60%であり、県内平均を下回っている。本市の保護相談数は96件(前年度は126件)、内保護開始世帯は36世帯(前年度は67世帯)となっている。保護状況は、受給世帯562世帯、受給人員636人、保護率0.60%と、前年同月比で受給世帯数は12世帯減(前年は42世帯減)、受給人員は19人減(前年は61人減)、保護率は0.01ポイント減(前年は0.04ポイント減)と減少傾向である。

なお、本市の受給世帯数の減少については、高齢者の死亡も多いが、就労収入増による自立廃止のほか、に引取り廃止や施設入所廃止の件数も上昇してきている結果であり、これはケースワーカーが日頃から熱心に取り組んでいる扶養義務者との交流促進指導や他法他施策の適用に向けた積極的な取り組みが実を結んできた成果であると考えている。

また、令和2年12月現在の保護受給世帯の類型別割合を全国平均と本市との比較でみると、高齢者世帯は全国平均55%、本市67.9%、母子世帯は全国平均5%、本市0.5%、傷病・障害者世帯は全国平均25%、本市24.3%、その他世帯は全国平均15%、本市7.1%となっている。令和2年3月末における本市の高齢化率は35.7%と超高齢化しており、保護受給世帯に高齢者世帯が多い主要因と考えられる。これらにより、高齢者世帯については全国平均(55%)を大きく上回る割合となっており、結果として母子世帯、その他世帯については全国平均を大きく下回っている。

被保護世帯の世帯類型別を見ると、令和2年1月で高齢者388世帯、母子4世帯、障害者66世帯、傷病者71世帯、その他44世帯であったが、令和3年1月においては高齢者378世帯、母子3世帯、障害者65世帯、傷病者71世帯、その他42世帯となっており、傷病者世帯以外では減少している。また、高齢者及び傷病・障害者世帯で全体の91.9%(前年91.7%)を占め、この内、高齢者世帯の93.6%(前年92.8%)が単身世帯である。その他世帯のうち、就労支援事業等に参加した者は33人で、就労している者は17人で、そのうち新規就労・収入増が4人である。

また、入院医療扶助受給者の38.0%(前年45.7%)が長期療養を要する精神病患者である。

医療扶助費と介護扶助費について、令和3年1月の前年比較で被保護世帯数は14世帯減少し、医療扶助費も介護扶助費も減少している。

【事務所の実施体制】

職務の執行体制は、所長、課長、係長(査察指導員を兼ねる)、査察指導員1名、経理担当1名、医療介護担当1名、現業員7名の13名の外、嘱託職員3名[就労支援員、相談員(警察OB2名)]、パート職員1名(医療レセプト担当)の総勢17名で執り行っている。うち社会福祉士1名と社会福祉主事9名が資格者である。前年度まで管理職の他に査察指導員を2名配置することで積極的な対応を図っていた。コロナ対応に伴う職員削減により、今年度は査察指導員2名体制で、処遇困難ケースへの対応や新人職員に対する指導教育に際し、限られた人員で常に報告と相談をしながらケースワークを推進することになる。

しかし、生活・就労指導、不正受給に係る調査等、さらに実効力のあるケースワークを進めていくには専門的知識や技能を持つ人員に不足が生じており、専門職員の増員やプロジェクトチーム新設の必要性が生じている。

2. 実施機関の課題・要因

(1) 前年度(令和2年度)実施方針の取り組み結果と評価・分析

前年度(令和2年度)実施方針	取組内容(取組結果)	評価及び改善されていない場合その問題点(問題の要因分析含む)	令和3年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
健康管理支援事業の準備、開始	令和2年10月から健康管理システムの導入を開始し、頻回受診者、指定難病(特定医療費)該当に該当する傷病者の抽出及び健康診査の推進をすすめている。 頻回受診者の抽出については、月に1回頻回受診者のデータを抽出し、嘱託医に確認している。嘱託医から、頻回受診であると判断された場合は、CWから生活保護受給者に対し、頻回受診をしないよう指導することとなっている。それでも改善しない場合は、頻回診療していると判断された医療機関に対し、頻回診療をやめるよう文書指導している。 指定難病(特定医療費)については、健康管理システムにて、指定難病との診断がなされている傷病者を抽出し、医療機関に指定難病(特定医療費)に該当するか確認し、該当すると判断がなされたら、CWが保護受給者に指定難病(特定医療費)手続きを行うよう指導している。 健康診査の推進については、令和2年11月27日、生活保護受給世帯すべてに「生活保護を受給されている方へ健康診査(新わたらせ健診)のお知らせ」を送付した。また、CWが定期訪問の際に生活保護受給者に新わたらせ健診を受診するよう助言している。	【評価・問題点】 健康管理システム導入開始後に頻回受診と判断される対象は出現していない。 指定難病(特定医療費)については、該当することが確認されたら、CWの指導により、適正に手続きができています。 生活保護受給者が健康診査を受診し、その結果医療扶助が減少したかは長期的に観察をしていく必要がある。 【要因分析】 健康診査の推進については、長期的に様子を見ていく必要があるため、現状では評価できない。	実施方針3-(1) ※
戸籍調査による扶養義務者の状況把握	戸籍調査による扶養義務者の状況把握をするために、緊急性を要する対象者や保護開始10年以上経過している開始時期が古い世帯等も考慮し、CW1人に3世帯を目安に令和2年度は23世帯を選定した。その後、選定した対象者が在住している市町村へ戸籍調査を依頼し、必要に応じて扶養調査を行う。 令和2年度の調査結果は、調査対象者23世帯、死者数99	【評価・問題点】 扶養義務者に対する戸籍調査を行うことで、扶養義務者の生存確認や状況把握に繋がる。対象世帯が多く、調査に時間がかかる。	実施方針3-(2) ※

前年度(令和2年度)実施方針	取組内容(取組結果)	評価及び改善されていない場合その問題点(問題の要因分析含む)	令和3年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
	名、成人した扶養者10名、扶養調査の必要数68名となった。 なお、平成27年度開始からの総計結果は、調査対象者は161世帯、死者数287名、成人した扶養者46名、扶養調査の必要数217名となった。 戸籍調査の結果を元に台帳の修正及び記事を作成した。扶養の可能性のある対象者に対し、扶養調査を実施した。	【要因分析】 調査対象者が多く、調査パターンも多様なので、CWIにより調査の手法等の理解が徹底しているとはいいいがたい状況であり、班体制での対応を行い、調査能力の向上を図る。	

(2) 令和2年度監査の指摘事項の改善結果と評価・分析

前年度(令和2年度)監査 指摘事項(概略)	年度内の取組状況 (改善状況)	評価及び生じている問 題点 (未改善・問題の要因 分析含む)	令和3年度実施方 針番号 ※反映されない場 合、その理由
就労自立給付金は稼働収 入の増加を理由に廃止と なった場合に対象となるが、 同様の理由であっても辞退 届が提出された場合は対象 とならない。そのため、辞退 届を提出された被保護者に 対しては、対象とならない旨 を説明すること。	令和3年1月6日に開催した事 務研究会の中で指摘事項につ いて確認し、辞退届を提出した 被保護者に対しては、対象とな らない旨を説明することとそ の旨を記事記載することにつ いて徹底するよう周知を行った。 また、新年度以降についても 新人CW研修時に同様の内容 の説明を行う。なお、対象の事 案が発生した際はSVが決裁時 に確認することとなった。	【評価・問題点】 保護廃止時に、就労自 立給付金の説明を徹 底するとともに辞退廃 止の際は、就労自立 給付金の支給ができ ない旨の説明を徹底 し、記録することも徹底 することとなった。 【要因分析】 CWが記事上に記載し ていなかったことが要 因である。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※令和2年度中に 周知されたため。

(3) 監査指摘事項以外の実施機関が抱える問題点

実施機関の抱える問題点	これまでの改善に向けた取組状況	これまでの評価及び問題点 (問題の要因分析含む)	令和2年度実施方針番号 ※反映させない場合、その理由
精神保健福祉士・保健師等の専門職員の不足	精神疾患を持つ受給者の対応等のため、精神保健福祉士等の配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 精神保健福祉士や保健師等の職員が配置されていない。 【要因分析】 特定職種の人材としての採用が難しい状況である。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。
女性CWの配置	若年の女性受給者や母子受給者の対応等のため、女性CWの配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 昨今、男性係員による女性受給者の対応や訪問等は困難になっている。 【要因分析】 女性CWが対応することで若年の女性受給者等によりよい支援ができる。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。

3. 令和3年度の実施方針及び事業計画

実施方針(1)及び事業計画

新規・継続の別	実施方針(1)	取り組むべき事項・作業 (下記事業計画へ反映)	具体的な目標 (数値化可能なものは数値目標)			
新①継続	健康管理支援事業の継続	①新わたらせ健診受診の周知 ②指定難病対象者を抽出、手続きの指導 ③頻回受診者の抽出、頻回受診を改めるよう指導	①生保受給者へ新わたらせ健診のお知らせを配布する。 ②指定難病患者を抽出し、手続きの指導をする。 ③頻回受診者を抽出し、頻回受診を改めるよう指導する。			
事業計画						
事項・作業(概略)		担当者	実施時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①新わたらせ健診のお知らせの周知		医療担当			10月	
②指定難病対象者を抽出、手続きの指導		医療担当、CWCW	4月	-----	-----	3月
③頻回受診者の抽出、指導		医療担当、CW	4月	-----	-----	3月
○進行状況把握		医療担当			12月	3月
○結果集約		SV・医療担当				3月下旬
○実施計画総括		所長以下				3月下旬
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3月下旬

実施方針(2)及び事業計画

新規・継続の別	実施方針(2)	取り組むべき事項・作業 (下記事業計画へ反映)	具体的な目標 (数値化可能なものは数値目標)			
新・ <u>継</u>	戸籍調査による扶養義務者の状況把握	①戸籍調査の実施状況の確認 ②緊急性を要する対象者の選定 ③対象者在住市町村への調査依頼 ④扶養調査の実施	①最後に戸籍の調査を行った時期を確認する。 ②保護開始から10年以上経過している長期入院者や身内との交流が少なく病状などが不安な者を選定する。 ③結果を元に台帳の修正及び記事を作成する。 ④必要に応じて扶養調査を行う。			
事業計画						
事項・作業(概略)		担当者	実施時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①戸籍調査の実施状況の確認		担当CW	4/1～5/31			
②緊急性を要する対象者の選定		担当CW	6/1 ---	7/31		
③対象者在住市町村への調査依頼		担当CW		8/1-----	11/30	
④扶養調査の実施		担当CW			12/1-----	1/31
○進行状況把握		所内会議	4/上旬	9/上旬	11/上旬	1/上旬
○結果集約		SV・CW				2/1～2/28
○実施計画総括		所長以下				3/1～3/15
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3/16～3/31

桐生市福祉事務所 生活保護法施行事務年間スケジュール

4月	<今月のテーマ> 引継ぎをしっかりと行いましょう！		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・地区担当員変更 ・訪問計画作成 ・救護施設事務費改定 ・給食費認定替え(小1年のみ) ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・年度末報告集計、提出 ・実施方針完成版作成 ・中3・高3の進路先把握	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
5月	<今月のテーマ> 加算の認定替えを速やかに行いましょう！児童扶養手当の改定月です		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・児童扶養手当認定替え、4月改定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・就労支援対象者選定 ・課税調査資料作成、依頼	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
6月	<今月のテーマ> 課税調査結果のチェックを速やかに行いましょう！年金改定月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・収入申告書徴取(年金額改定分)、認定額変更 ・特障・障害児福祉手当認定替え ・各種収入認定 ・介護保険料加算認定(普徴) ・入院退院等基準変更処理	・課税調査結果受理、点検 ・長期入院入所者調査対象者選定 ・生保受給者等自立促進事業の対象者選定 ・戸籍調査の対象者の選定	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
7月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。長期入院入所者調査実施月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定を除く(小・中学年) ・特別児扶手当認定等変更 ・児童手当認定等変更 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・長期入院入所者調査実施 ・生保受給者等自立促進事業の対象者選定 ・重点的扶養能力調査対象者の選定 ・管外扶養調査の対象者選定 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
8月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定 ・公営住宅家賃改定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・戸籍調査の対象者の選定 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査 ・中3・高2の進路先の聞き取り	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
9月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定替え ・新規受給者の児童手当認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・生保受給者等自立促進事業 ・重点的扶養調査対象者調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)

10月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。重点的扶養調査対象者調査の中間時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・冬期加算認定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・県指導監査準備 ・健康管理支援事業 ・生保受給者等自立促進事業 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
11月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・期末一時扶助認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・県指導監査 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
12月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。管外扶養調査・重点的扶養能力調査の終了時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・稼働能力判定用外来病状調査 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
1月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・10月以降母子世帯の児童手当認定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・中3・高3の進路先の調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
2月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。戸籍調査の終了時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・介護保険料加算(普徴)除く ・小・中学校入学準備金 ・小6・中3の給食費認定替え ・介護保険料加算認定除く ・救護施設事務費改定 ・各種収入認定	・中3・高3の進路先の調査 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
3月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。年度末処理をしっかりと行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・第78次基準改定(冬期加算除く) ・公営住宅家賃改定 ・高校生入学準備金 ・進学準備給付金 ・給食費認定替え ・児童養育加算を除く(高校卒業者) ・高等学校等就学費認定(高校生12ヶ月) ・母子加算認定を除く(高校卒業者) ・救護施設事務費改定 ・介護保険料認定替え(特徴⇄普徴) ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・年度末残務処理 ・引継ぎ書の作成	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)

令和4年度 桐生市福祉事務所実施方針・事業計画

「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」(平成17年3月29日付け社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、令和4年度の実施方針を次のとおり定める。

1. 管内の現状(保護の動向・雇用情勢・地域情勢・福祉事務所体制等について)

【地域情勢】

平成17年6月に新里村、黒保根村と合併し、面積は2倍に広がったが、面積274.45平方キロメートルの約80%を山間部が占めている。また、旧市部と旧村部はみどり市に分断され飛地となっている。旧桐生地区は、地場産業として栄えた織物産業と機械金属産業を、新里地区は、園芸・果樹栽培・畜産業等の農業を中心としており、黒保根地区は、水源地域としての役割を担っている。市内には、JR両毛線・東武鉄道・上毛電鉄・わたらせ渓谷鐵道が通じているが、それぞれの鉄道が直接的に連結している駅は数少ない。また、旧桐生市内にはおりひめバスが、新里・黒保根地区にはデマンドタクシーが運行されているものの公共交通機関の整備は十分とは言えず、一般市民の移動手段の中心は自家用車となっている。

本市の総人口は令和3年4月1日現在107,601人、高齢者人口(65歳以上)38,977人で高齢化率は36.22%、また離婚率は1.45%となっている。

市内には、市営住宅が50団地2,779戸・県営住宅が11団地972戸あり、生活保護受給者は市営住宅116世帯・県営住宅33世帯、合計149世帯が入居している。

医療機関では、中核病院の桐生厚生総合病院と、精神科医療の岸病院を中心に、桐生市・みどり市地域に病院・医院・歯科医院合わせて100か所以上がある。社会福祉施設としては医療型障害児入所施設が1カ所、福祉型障害児入所施設が1カ所、障害者支援施設が6カ所あり、生活保護受給者は障害者支援施設に1カ所1世帯が入所している。また、介護保険施設として生活保護受給者は特別養護老人ホームが6カ所16世帯、老人保健施設が4カ所11世帯、ケアハウスが2カ所2世帯、養護老人ホームが0世帯、高齢者生活支援施設が1カ所1世帯で合計28世帯が入所中である。サービス付き高齢者向け住宅については0世帯、有料老

【雇用情勢】

令和3年12月のハローワーク管内の有効求人倍率は1.57で、前年同月比では0.5ポイント上昇している。群馬県全体の1.30と比べると高くなっており、本市は例年、県全体より低い有効求人倍率となっていたが、その傾向と異なっている。

かつて栄えた地場産業(織物業)は中小零細企業が多く、次代の担い手不足や大量生産品の高品質化等により衰退した。その結果、少額の国民年金を受給する高齢者が多くなっている。千人規模の私立高校が2校あるが受け皿となる企業がなく、若年層の人口流出が続いている。

【保護の動向】

令和4年1月の群馬県平均の保護率は0.78%で、管内の保護率0.55%であり、県内平均を下回っている。本市の保護相談数は77件(前年度は96件)、内保護開始世帯は51世帯(前年度は36世帯)となっている。保護状況は、受給世帯515世帯、受給人員577人、保護率0.55%と、前年同月比で受給世帯数は47世帯減(前年は12世帯減)、受給人員は59人減(前年は19人減)、保護率は0.05ポイント減(前年は0.01ポイント減)と減少傾向である。

また、本市の保護廃止世帯数は57世帯となっており、保護受給世帯数の減少については、高齢者の死亡も多いが、就労収入増による自立廃止のほか引取り廃止や施設入所廃止の件数も上昇してきている結果であり、これはケースワーカー就労支援員が日頃から熱心に取り組んでいる就労支援や扶養義務者との交流促進指導、他法他施策の適用に向けた積極的な取り組みが実を結んできた成果であると考えている。なお、就労支援員による支援を受けている対象者は、令和4年3月1日時点で7人となっている。

また、令和3年12月現在の保護受給世帯の類型割合を全国平均と本市との比較でみると、高齢者世帯は全国平均55.4%、本市67.9%、母子世帯は全国平均4.4%、本市0.3%、傷病・障害者世帯は全国平均24.9%、本市27.2%、その他世帯は全国平均15.3%、本市4.4%となっている。令和3年3月末における本市の高齢化率は36.2%と超高齢化しており、保護受給世帯に高齢者世帯が多い主要因と考えられる。これらにより、高齢者世帯については全国平均(55.4%)を大きく上回る割合となっており、結果として母子世帯、その他世帯については全国平均を大きく下回っている。

被保護世帯の世帯類型別を見ると、令和3年1月で高齢者378世帯、母子3世帯、障害者65世帯、傷病者71世帯、その他42世帯であったが、令和4年1月においては高齢者348世帯、母子2世帯、障害者69世帯、傷病者71世帯、その他23世帯となっており、傷病者世帯以外では減少している。また、高齢者及び傷病・障害者世帯で全体の95.1%(前年91.9%)を占め、この内、高齢者世帯の93.9%(前年93.6%)が単身世帯である。また、入院医療扶助受給者の39.3%(前年38.0%)が長期療養を要する精神病患者である。

医療扶助費と介護扶助費について、令和4年1月の前年比較で被保護世帯数は47世帯減少しているが、医療扶助費は増加し、介護扶助費は減少している。

【事務所の実施体制】

職務の執行体制は、所長、課長、係長(査察指導員を兼ねる)、査察指導員1名、経理担当、医療介護・統計担当及び現業員5名の11名の外、会計年度任用職員4名[就労支援員(警察OB1名)、相談員(警察OB2名)、医療レセプト担当(1名)]の総勢15名で執行を行っている。うち社会福祉士1名と社会福祉主事6名が資格者であり、管理職の他に査察指導員を1名配置することで積極的な対応を図っておりこの体制下で、処遇困難ケースへの対応や新人職員に対する指導教育に際し、限られた人員で常に報告と相談をしながらケースワークを推進していけるものと考えている。

しかし、現業員の人数は現状5名であるが、令和4年1月時点の世帯数515世帯で考えると標準数に対して1名足りない状況であり、生活・就労指導、不正受給に係る調査等、さらに実効力のあるケースワークを進めていくには専門的知識や技能を持つ人員に不足が生じており、専門職員の増員やプロジェクトチーム新設の必要性が生じている。

2. 実施機関の課題・要因

(1) 前年度(令和3年度)実施方針の取り組み結果と評価・分析

前年度(令和3年度)実施方針	取組内容(取組結果)	評価及び改善されていない場合その問題点(問題の要因分析含む)	令和4年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
健康管理支援事業の準備、開始	令和2年10月から健康管理システムの導入を開始し、頻回受診者、指定難病(特定医療費)該当に該当する傷病者の抽出及び健康診査の推進を行っている。 頻回受診者の抽出については、月に1回頻回受診者のデータを抽出し、嘱託医が確認しており、嘱託医から、頻回受診であると判断された場合は、CWから生活保護受給者に対し、頻回受診をしないよう指導することとなっている。それでも改善しない場合は、頻回診療していると判断された医療機関に対し、頻回診療をやめるよう文書指導している。 指定難病(特定医療費)については、健康管理システムにて、指定難病と診断されている傷病者を抽出し、医療機関に指定難病(特定医療費)に該当するか確認し、該当すると判断され場合、CWが保護受給者に指定難病(特定医療費)手続きを行うよう指導している。 健康診査の推進については、令和3年11月26日、生活保護受給世帯すべてに「生活保護を受給されている方へ健康診査(新わたらせ健診)のお知らせを」郵送した。また、CWが定期訪問の際に生活保護受給者に新わたらせ健診を受診するよう助言している。	【評価・問題点】 健康管理システム導入開始後に頻回受診と判断される対象は出現していない。 指定難病(特定医療費)については、該当することが確認されたら、CWの指導により、適正に手続きができています。 生活保護受給者が健康診査を受診し、その結果医療扶助が減少したかは長期的に観察をしていく必要がある。 【要因分析】 健康診査の推進については、長期的に様子を見ていく必要があるため、現状では評価できない。	実施方針3-(1) ※
戸籍調査による扶養義務者の状況把握	戸籍調査による扶養義務者の状況把握をするために、緊急性を要する対象者や保護開始10年以上経過している開始時期が古い世帯等も考慮し、CW1人に3世帯を目安に令和3年度は23世帯を選定した。その後、選定した対象者が在住している市町村へ戸籍調査を依頼し、必要に応じて扶養調査を行う。 令和3年度の調査結果は、調査対象者16世帯、死者数26	【評価・問題点】 扶養義務者に対する戸籍調査を行うことで、扶養義務者の生存確認や状況把握に繋がる。対象世帯が多く、調査に時間がかかる。	実施方針3-(2) ※

前年度(令和3年度)実施方針	取組内容(取組結果)	評価及び改善されていない場合その問題点(問題の要因分析含む)	令和4年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
	名、成人した扶養者0名、扶養調査の必要数22名となった。 なお、平成27年度開始からの総計結果は、調査対象者は177世帯、死者数313名、成人した扶養者46名、扶養調査の必要数239名となった。 戸籍調査の結果を元に台帳の修正及び記事を作成した。引き取りや仕送りの可能性のある対象者に対し、扶養調査を実施した。	【要因分析】 調査対象者が多く、調査パターンも多様なので、CWIにより調査の手法等の理解が徹底しているとはいえない状況であり、班体制での対応を行い、調査能力の向上を図る。	

(2) 令和3年度監査の指摘事項の改善結果と評価・分析

前年度(令和3年度)監査 指摘事項(概略)	年度内の取組状況 (改善状況)	評価及び生じている問題点 (未改善・問題の要因 分析含む)	令和4年度実施方針 番号 ※反映されない場合、その理由

(3) 監査指摘事項以外の実施機関が抱える問題点

実施機関の抱える問題点	これまでの改善に向けた取組状況	これまでの評価及び問題点 (問題の要因分析含む)	令和4年度実施方針番号 ※反映させない場合、その理由
精神保健福祉士・保健師等の専門職員の不足	精神疾患を持つ受給者の対応等のため、精神保健福祉士等の配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 精神保健福祉士や保健師等の職員が配置されていない。 【要因分析】 特定職種の人材としての採用が難しい状況である。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。
女性CWの配置	若年の女性受給者や母子受給者の対応等のため、女性CWの配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 昨今、男性係員による女性受給者の対応や訪問等は困難になっている。 【要因分析】 女性CWが対応することで若年の女性受給者等によりよい支援ができる。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。

3. 令和4年度の実施方針及び事業計画

実施方針(1)及び事業計画

新規・継続の別	実施方針(1)	取り組むべき事項・作業 (下記事業計画へ反映)	具体的な目標 (数値化可能なものは数値目標)			
新(継)	健康管理支援事業の継続	①新わたらせ健診受診の周知 ②指定難病対象者を抽出、手続きの指導 ③頻回受診者の抽出、頻回受診を改めるよう指導	①生保受給者へ新わたらせ健診のお知らせを配布する。 ②指定難病患者を抽出し、手続きの指導をする。 ③頻回受診者を抽出し、頻回受診を改めるよう指導する。 ④受診率10%を目指す			
事業計画						
事項・作業(概略)		担当者	実施時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①新わたらせ健診のお知らせの周知		医療担当			10月	
②指定難病対象者を抽出、手続きの指導		医療担当、CW	4月	-----	-----	3月
③頻回受診者の抽出、指導		医療担当、CW	4月	-----	-----	3月
○進行状況把握		医療担当			12月	3月
○結果集約		SV・医療担当				3月下旬
○実施計画総括		所長以下				3月下旬
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3月下旬

実施方針(2)及び事業計画

新規・継続の別	実施方針(2)	取り組むべき事項・作業 (下記事業計画へ反映)	具体的な目標 (数値化可能なものは数値目標)			
新・ <u>継</u>	戸籍調査による扶養義務者の状況把握	①戸籍調査の実施状況の確認 ②緊急性を要する対象者の選定 ③対象者在住市町村への調査依頼 ④扶養調査の実施	①最後に戸籍の調査を行った時期を確認する。 ②保護開始から10年以上経過している長期入院者や身内との交流が少なく病状などが不安な者を選定する。 ③結果を元に台帳の修正及び記事を作成する。 ④必要に応じて扶養調査を行う。			
事業計画						
事項・作業(概略)		担当者	実施時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①戸籍調査の実施状況の確認		担当CW	4/1～5/31			
②緊急性を要する対象者の選定		担当CW	6/1 ---- 7/31			
③対象者在住市町村への調査依頼		担当CW		8/1-----11/30		
④扶養調査の実施		担当CW			12/1-----1/31	
○進行状況把握		所内会議	4/月上旬	9/月上旬	11/月上旬	1/月上旬
○結果集約		SV・CW				2/1～2/28
○実施計画総括		所長以下				3/1～3/15
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3/16～3/31

実施方針(2)及び事業計画

新規・継続の別	実施方針(2)	取り組むべき事項・作業 (下記事業計画へ反映)	具体的な目標 (数値化可能なものは数値目標)			
新・継続	生活保護受給者に対するマイナンバーカードの取得推進及び取得状況の把握	①生活保護受給者に対し、マイナンバーカードを持っているか確認する。 ②持っていない場合は取得できるように支援を行う。	①マイナンバーカードの取得状況が分かる一覧表の作成。 ②全ての生活保護受給者がマイナンバーカードを取得できるようにする。			
事業計画						
事項・作業(概略)		担当者	実施時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①マイナンバーカード取得状況の確認		担当CW	4月	-----	-----	3月
②取得していない場合の支援		担当CW	4月	-----	-----	3月
○結果集約		SV・CW				3月
○実施計画総括		所長以下				3月下旬
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3月下旬

桐生市福祉事務所 生活保護法施行事務年間スケジュール

4月	<今月のテーマ> 引継ぎをしっかりと行いましょう！		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・地区担当員変更 ・訪問計画作成 ・救護施設事務費改定 ・給食費認定替え(小1年のみ) ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・年度末報告集計、提出 ・実施方針完成版作成 ・中3・高3の進路先把握 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
5月	<今月のテーマ> 加算の認定替えを速やかに行いましょう！児童扶養手当の改定月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・児童扶養手当認定替え、4月改定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・就労支援対象者選定 ・課税調査資料作成、依頼 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
6月	<今月のテーマ> 課税調査結果のチェックを速やかに行いましょう！年金改定月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・収入申告書徴取(年金額改定分)、認定額変更 ・特障・障害児福祉手当認定替え ・各種収入認定 ・介護保険料加算認定(普徴) ・入院退院等基準変更処理	・課税調査結果受理、点検 ・戸籍調査の対象者の選定 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
7月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定を除く(小・中学年) ・特別児扶手当認定等変更 ・児童手当認定等変更 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・重点的扶養能力調査対象者の選定 ・管外扶養調査の対象者選定 ・戸籍調査 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
8月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定 ・公営住宅家賃改定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・戸籍調査の対象者の選定 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査 ・長期入院入所者調査対象者選定 ・マイナンバーカード取得確認等 ・中3・高3の進路先の聞き取り	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
9月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。長期入院入所者調査者実施月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定替え ・新規受給者の児童手当認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・重点的扶養調査対象者調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査 ・長期入院入所者調査実施 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)

10月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・冬期加算認定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・県指導監査準備 ・健康管理支援事業 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・マイナンバーカード取得確認等 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
11月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・期末一時扶助認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・県指導監査 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
12月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。戸籍調査の終了時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・稼働能力判定用外来病状調査 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
1月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。管外扶養調査・重点的扶養能力調査の終了時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・10月以降母子世帯の児童手当認定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・中3・高3の進路先の調査 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
2月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・介護保険料加算(普徴)除く ・小・中学校入学準備金 ・小6・中3の給食費認定替え ・介護保険料加算認定除く ・救護施設事務費改定 ・各種収入認定	・中3・高3の進路先の調査 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
3月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。年度末処理をしっかりと行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・第79次基準改定(冬期加算除く) ・公営住宅家賃改定 ・高校生入学準備金 ・進学準備給付金 ・給食費認定替え ・児童養育加算を除く(高校卒業者) ・高等学校等就学費認定(高校生12ヶ月) ・母子加算認定を除く(高校卒業生) ・救護施設事務費改定 ・介護保険料認定替え(特徴⇄普徴) ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・年度末残務処理 ・引継ぎ書の作成 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)

令和5年度 桐生市福祉事務所実施方針・事業計画

「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」(平成17年3月29日付け社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、令和5年度の実施方針を次のとおり定める。

1. 管内の現状(保護の動向・雇用情勢・地域情勢・福祉事務所体制等について)

【地域情勢】

平成17年6月に新里村、黒保根村と合併し、面積は2倍に広がったが、面積274.45平方キロメートルの約80%を山間部が占めている。また、旧市部と旧村部はみどり市に分断され飛地となっている。旧桐生地区は、地場産業として栄えた繊維産業と機械金属産業を、新里地区は、園芸・果樹栽培・畜産業等の農業を中心としており、黒保根地区は、水源地域としての役割を担っている。市内には、JR両毛線・東武鉄道・上毛電鉄・わたらせ渓谷鐵道が通じているが、それぞれの鉄道が直接的に連結している駅は数少ない。また、旧桐生市内にはおりひめバスが、新里・黒保根地区にはデマンドタクシーが運行されているものの公共交通機関の整備は十分とは言えず、一般市民の移動手段の中心は自家用車となっている。

本市の総人口は令和4年4月1日現在105,656人、高齢者人口(65歳以上)38,747人で高齢化率は36.67%、また離婚率は1.26%となっている。

市内には、市営住宅が50団地2,772戸・県営住宅が11団地972戸あり、生活保護受給者は市営住宅108世帯・県営住宅32世帯、合計140世帯が入居している。

医療機関では、中核病院の桐生厚生総合病院と、精神科医療の岸病院を中心に、桐生市・みどり市地域に病院・医院・歯科医院合わせて100か所以上がある。社会福祉施設としては医療型障害児入所施設が1カ所、福祉型障害児入所施設が1カ所、障害者支援施設が6カ所あり、生活保護受給者は障害者支援施設に2カ所2世帯が入所している。また、介護保険施設として生活保護受給者は特別養護老人ホームが7カ所17世帯、老人保健施設が3カ所7世帯、ケアハウスが2カ所2世帯、養護老人ホームが2カ所2世帯、高齢者生活支援施設が1カ所1世帯で合計31世帯が入所中である。サービス付き高齢者向け住宅については1カ所1世帯、有料老人ホームが5カ所14世帯、施設全体として23カ所、46世帯が入所中である。管内には、第2種無料低額宿泊所及びその類似施設は存在しない。

【雇用情勢】

令和4年12月のハローワーク管内の有効求人倍率は1.93で、前年同月比では0.36ポイント上昇している。群馬県全体の1.51と比べると高くなっており、本市は例年、県全体より低い有効求人倍率となっていたが、昨年度から高くなってきている。

かつて栄えた地場産業(織物業)は中小零細企業が多く、次代の担い手不足や大量生産品の高品質化等により衰退した。その結果、少額の国民年金を受給する高齢者が多くなっている。千人規模の私立高校が2校あるが受け皿となる企業がなく、若年層の人口流出が続いている。

【保護の動向】

令和5年1月の群馬県平均の保護率は0.79%で、管内の保護率0.52%であり、県内平均を下回っている。本市の保護相談数は72件(前年度は77件)、内保護開始世帯は49世帯(前年度は51世帯)となっている。保護状況は、受給世帯482世帯、受給人員537人、保護率0.52%と、前年同月比で受給世帯数は35世帯減(前年は47世帯減)、受給人員は40人減(前年は59人減)、保護率は0.03ポイント減(前年は0.05ポイント減)と減少傾向である。

また、本市の保護廃止世帯数は62世帯となっており、保護受給世帯数の減少については、高齢者の死亡も多いが、就労収入増による自立廃止のほかに引取り廃止や施設入所廃止の件数も上昇してきている結果であり、これはケースワーカーや就労支援員が日頃から熱心に取り組んでいる就労支援や扶養義務者との交流促進指導、他法他施策の適用に向けた積極的な取り組みが実を結んできた成果であると考えている。なお、就労支援員による支援を受けている対象者は、令和5年3月1日時点で4人となっている。

また、令和4年12月現在の保護受給世帯の類型別割合を全国平均と本市との比較でみると、高齢者世帯は全国平均55.3%、本市67.5%、母子世帯は全国平均4.1%、本市0.4%、傷病・障害者世帯は全国平均25.0%、本市29.4%、その他世帯は全国平均15.6%、本市2.7%となっている。令和4年3月末における本市の高齢化率は36.7%と超高齢化しており、保護受給世帯に高齢者世帯が多い主要因と考えられる。これらにより、高齢者世帯については全国平均(55.3%)を大きく上回る割合となっており、結果として母子世帯、その他世帯については全国平均を大きく下回っている。

被保護世帯の世帯類型別を見ると、令和4年1月で高齢者348世帯、母子2世帯、障害者69世帯、傷病者71世帯、その他42世帯であったが、令和5年1月においては高齢者319世帯、母子2世帯、障害者73世帯、傷病者70世帯、その他13世帯となっており、障害者世帯以外では減少している。また、高齢者及び傷病・障害者世帯で全体の96.9%(前年95.1%)を占め、この内、高齢者世帯の93.7%(前年93.9%)が単身世帯である。また、入院医療扶助受給者の38.7%(前年39.3%)が長期療養を要する精神病患者である。

医療扶助費と介護扶助費について、令和5年1月の前年比較で被保護世帯数は46世帯減少しており、医療扶助費及び介護扶助費は減少している。

【事務所の実施体制】

職務の執行体制は、所長、課長、係長(査察指導員を兼ねる)、査察指導員1名、経理・統計担当及び現業員7名の12名の外、会計年度任用職員4名[就労支援員(警察OB1名)、相談員(警察OB2名)、医療介護担当(1名)]の総勢16名で執り行っている。うち社会福祉士1名と社会福祉主事7名が資格者であり、管理職の他に査察指導員を1名配置することで積極的な対応を図っており、この体制下で処遇困難ケースへの対応や新人職員に対する指導教育に際し、限られた人員で常に報告と相談をしながらケースワークを推進していけるものと考えている。

2. 実施機関の課題・要因

(1) 前年度(令和4年度)実施方針の取り組み結果と評価・分析

前年度(令和4年度)実施方針	取組内容(取組結果)	評価及び改善されていない場合その問題点(問題の要因分析含む)	令和4年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
健康管理支援事業の準備、開始	令和2年10月から健康管理システムの導入を開始し、頻回受診者、指定難病(特定医療費)該当に該当する傷病者の抽出及び健康診査の推進を行っている。 頻回受診者の抽出については、月に1回頻回受診者のデータを抽出し、嘱託医が確認しており、嘱託医から、頻回受診であると判断された場合は、CWから生活保護受給者に対し、頻回受診をしないよう指導することとなっている。それでも改善しない場合は、頻回診療していると判断された医療機関に対し、頻回診療をやめるよう文書指導している。 指定難病(特定医療費)については、健康管理システムにて、指定難病と診断されている傷病者を抽出し、医療機関に指定難病(特定医療費)に該当するか確認し、該当すると判断されれば、CWが保護受給者に指定難病(特定医療費)手続きを行うよう指導している。 健康診査の推進については、令和3年11月26日、令和4年10月28日に、生活保護受給世帯すべてに「生活保護を受給されている方へ健康診査(新わたらせ健診)のお知らせ」を郵送した。また、CWが定期訪問の際に生活保護受給者に新わたらせ健診を受診するよう助言している。	【評価・問題点】 健康管理システム導入開始後に頻回受診と判断される対象は出現していない。 指定難病(特定医療費)については、該当することが確認されたら、CWの指導により、適正に手続きができています。 生活保護受給者が健康診査を受診し、その結果医療扶助が減少したかは長期的に観察をしていく必要がある。 【要因分析】 健康診査の推進については、長期的に様子を見ていく必要があるため、現状では評価できない。	実施方針3-(1) ※
戸籍調査による扶養義務者の状況把握	戸籍調査による扶養義務者の状況把握をするために、緊急性を要する対象者や保護開始10年以上経過している開始時期が古い世帯等も考慮し、CW1人に3世帯を目安に令和4年度は18世帯を選定した。その後、選定した対象者が在住している市町村へ戸籍調査を依頼し、必要に応じて扶養調査を行う。 令和4年度の調査結果は、調査対象者18世帯、死者数17	【評価・問題点】 扶養義務者に対する戸籍調査を行うことで、扶養義務者の生存確認や状況把握に繋がる。対象世帯が多く、調査に時間がかかる。	実施方針3-(2) ※

前年度(令和4年度)実施方針	取組内容(取組結果)	評価及び改善されていない場合その問題点(問題の要因分析含む)	令和4年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
	名、成人した扶養者2名、扶養調査の必要数75名となった。 なお、平成27年度開始からの総計結果は、調査対象者は195世帯、死者数330名、成人した扶養者48名、扶養調査の必要数314名となった。 戸籍調査の結果を元に台帳の修正及び記事を作成した。引き取りや仕送りの可能性のある対象者に対し、扶養調査を実施した。	【要因分析】 調査対象者が多く、調査パターンも多様なので、CWIにより調査の手法等の理解が徹底しているとはいえない状況であり、班体制での対応を行い、調査能力の向上を図る。	

前年度(令和4年度)実施方針	取組内容(取組結果)	評価及び改善されていない場合その問題点(問題の要因分析含む)	令和4年度実施方針番号 ※反映されない場合、その理由
生活保護受給者に対するマイナンバーカードの取得推進及び取得状況の把握	今年度より、生活保護受給者に対するマイナンバーカードの取得推進及び取得状況の把握に努めた。その結果、令和5年3月時点で、年間対象者数533人に対して482人調査が済み、割合とすると90.4%となる。その中でカード取得者数は286人、割合は53.7%となっている。未取得である者に対しては、CWが定期訪問時に取得するよう話をしている。	【評価・問題点】 問題点は、誰が所有しているのか分からないため、一人一人に話をしなくては聞かなければならず、所有の有無の確認に時間がかかることや、あくまで自己申告となってしまうところがあげられる。 【要因分析】 施設入所者など本人が申請手続きに来庁できず、また、インターネットによる申請もできないものに対してどのような手続きを取ればよいのか、どのような手法があるのかなど、申請手法に対する理解度が不足している部分があるため、情報を共有し、取得・確認件数の上昇を図る。	実施方針3-(3) ※

(2) 令和4年度監査の指摘事項の改善結果と評価・分析

前年度(令和4年度)監査 指摘事項(概略)	年度内の取組状況 (改善状況)	評価及び生じている問題点 (未改善・問題の要因 分析含む)	令和4年度実施方針 番号 ※反映されない場合、その理由

(3) 監査指摘事項以外の実施機関が抱える問題点

実施機関の抱える問題点	これまでの改善に向けた取組状況	これまでの評価及び問題点 (問題の要因分析含む)	令和4年度実施方針番号 ※反映させない場合、その理由
精神保健福祉士・保健師等の専門職員の不足	精神疾患を持つ受給者の対応等のため、精神保健福祉士等の配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 精神保健福祉士や保健師等の職員が配置されていない。 【要因分析】 特定職種の人材としての採用が難しい状況である。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。
女性CWの配置	若年の女性受給者や母子受給者の対応等のため、女性CWの配置を、人事及び財政担当に求めている。	【評価・問題点】 昨今、男性係員による女性受給者の対応や訪問等は困難になっている。 【要因分析】 女性CWが対応することで若年の女性受給者等によりよい支援ができる。	実施方針3-() ※ 反映なし。 ※桐生市全体の人事対応のため。

3. 令和5年度の実施方針及び事業計画

実施方針(1)及び事業計画

新規・継続の別	実施方針(1)	取り組むべき事項・作業 (下記事業計画へ反映)	具体的な目標 (数値化可能なものは数値目標)			
新(継)	健康管理支援事業の継続	①新わたらせ健診受診の周知 ②指定難病対象者を抽出、手続きの指導 ③頻回受診者の抽出、頻回受診を改めるよう指導	①生保受給者へ新わたらせ健診のお知らせを配布する。 ②指定難病患者を抽出し、手続きの指導をする。 ③頻回受診者を抽出し、頻回受診を改めるよう指導する。 ④受診率10%を目指す			
事業計画						
事項・作業(概略)		担当者	実施時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①新わたらせ健診のお知らせの周知		医療担当			10月	
②指定難病対象者を抽出、手続きの指導		医療担当、CW	4月	-----	-----	3月
③頻回受診者の抽出、指導		医療担当、CW	4月	-----	-----	3月
○進行状況把握		医療担当			12月	3月
○結果集約		SV・医療担当				3月下旬
○実施計画総括		所長以下				3月下旬
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3月下旬

実施方針(2)及び事業計画

新規・継続の別	実施方針(2)	取り組むべき事項・作業 (下記事業計画へ反映)	具体的な目標 (数値化可能なものは数値目標)			
新(継)	戸籍調査による扶養義務者の状況把握	①戸籍調査の実施状況の確認 ②緊急性を要する対象者の選定 ③対象者在住市町村への調査依頼 ④扶養調査の実施	①最後に戸籍の調査を行った時期を確認する。 ②保護開始から10年以上経過している長期入院者や身内との交流が少なく病状などが不安な者を選定する。 ③結果を元に台帳の修正及び記事を作成する。 ④必要に応じて扶養調査を行う。			
事業計画						
事項・作業(概略)		担当者	実施時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①戸籍調査の実施状況の確認		担当CW	4/1～5/31			
②緊急性を要する対象者の選定		担当CW	4/1～5/31			
③対象者在住市町村への調査依頼		相談員	通年			
④扶養調査の実施		相談員	通年			
○進行状況把握		所内会議	4/上旬	9/上旬	11/上旬	1/上旬
○結果集約		SV・CW				2/1～2/28
○実施計画総括		所長以下				3/1～3/15
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3/16～3/31

実施方針(3)及び事業計画

新規・継続 の別	実施方針(2)	取り組むべき事項・作業 (下記事業計画へ反映)	具体的な目標 (数値化可能なものは数 値目標)			
新・ <u>続</u>	生活保護受給者に対するマイナンバーカードの取得推進及び取得状況の把握	①生活保護受給者に対し、マイナンバーカードを持っているか確認する。 ②持っていない場合は取得できるように支援を行う。	①マイナンバーカードの取得状況が分かる一覧表の作成。 ②全ての生活保護受給者がマイナンバーカードを取得できるようにする。			
事業計画						
事項・作業(概略)		担当者	実施時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①マイナンバーカード取得状況の確認		担当CW	4月-----			3月
②取得していない場合の支援		担当CW	4月-----			3月
○結果集約		SV・CW				3月
○実施計画総括		所長以下				3月下旬
○計画見直し・翌年度実施方針への反映						3月下旬

桐生市福祉事務所 生活保護法施行事務年間スケジュール

4月	<今月のテーマ> 引継ぎをしっかりと行いましょう！		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・地区担当員変更 ・訪問計画作成 ・救護施設事務費改定 ・給食費認定替え(小1年のみ) ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・年度末報告集計、提出 ・実施方針完成版作成 ・中3・高3の進路先把握 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
5月	<今月のテーマ> 加算の認定替えを速やかに行いましょう！児童扶養手当の改定月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・児童扶養手当認定替え、4月改定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・就労支援対象者選定 ・課税調査資料作成、依頼 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
6月	<今月のテーマ> 課税調査結果のチェックを速やかに行いましょう！年金改定月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・収入申告書徴取(年金額改定分)、認定額変更 ・特障・障害児福祉手当認定替え ・各種収入認定 ・介護保険料加算認定(普徴) ・入院退院等基準変更処理	・課税調査結果受理、点検 ・戸籍調査の対象者の選定 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
7月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定を除く(小・中学年) ・特別児扶手当認定等変更 ・児童手当認定等変更 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・重点的扶養能力調査対象者の選 ・管外扶養調査の対象者選定 ・戸籍調査 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
8月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定 ・公営住宅家賃改定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・戸籍調査の対象者の選定 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査 ・長期入院入所者調査対象者選定 ・マイナンバーカード取得確認等 ・中3・高3の進路先の聞き取り	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
9月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。長期入院入所者調査者実施月です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・給食費認定替え ・新規受給者の児童手当認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・重点的扶養調査対象者調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査 ・長期入院入所者調査実施 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)

10月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・冬期加算認定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・県指導監査準備 ・健康管理支援事業 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・マイナンバーカード取得確認等 ・戸籍調査	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
11月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・期末一時扶助認定 ・介護保険料(特徴)認定替え ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・県指導監査 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
12月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。戸籍調査の終了時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・稼働能力判定用外来病状調査 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・戸籍調査 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
1月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。管外扶養調査・重点的扶養能力調査の終了時期です。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・10月以降母子世帯の児童手当認定 ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・中3・高3の進路先の調査 ・重点的扶養能力調査 ・管外扶養調査 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
2月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・介護保険料加算(普徴)除く ・小・中学校入学準備金 ・小6・中3の給食費認定替え ・介護保険料加算認定除く ・救護施設事務費改定 ・各種収入認定	・中3・高3の進路先の調査 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)
3月	<今月のテーマ> 認定処理を忘れず行いましょう。年度末処理をしっかりと行いましょう。		
	認定事務関係	各種事業関係	その他日程等
	・第79次基準改定(冬期加算除く) ・公営住宅家賃改定 ・高校生入学準備金 ・進学準備給付金 ・給食費認定替え ・児童養育加算を除く(高校卒業者) ・高等学校等就学費認定(高校生12ヶ月) ・母子加算認定を除く(高校卒業生) ・救護施設事務費改定 ・介護保険料認定替え(特徴⇄普徴) ・各種収入認定 ・入院退院等基準変更処理	・年度末残務処理 ・引継ぎ書の作成 ・マイナンバーカード取得確認等	・定期訪問 ・ケース検討会(随時) ・口座振込み移行(随時) ・就労支援会議(随時)